

人足寄場顕彰會編

人足寄場史

我が國自由刑・保安處分の源流

創文社刊

序

昭和四十八年三月十八日、私は人足寄場顕彰会発起人一同を代表して、次の文書を中外に頒布した。

〔人足寄場顕彰会趣意書〕

人足寄場は、寛政二年（西暦一七九〇）、徳川幕府の執政松平定信が、火附盗賊改役長谷川平藏の献言を納れて、隅田川の河口なる石川島佃島中間の葭原を拓いて建設した無宿養育所であって、我が国における近代的刑務所の権輿である。

徳川幕府の制、牢屋敷なるものが開府以来存在したが、牢屋敷と人足寄場とは法的性格を異にするものであって、両者を混同してはならない。牢屋敷は未決の罪人を拘禁し、死罪及び敲き入墨の刑を執行する場所であって、さしずめ現在の警察署の留置場に該当するものである。江戸時代を通じて、牢屋敷内において囚人を労役せしめることはなかったから、これを以て今日の自由刑執行の場所である刑務所の前身とすることはできない。

これに反して人足寄場は、入墨・敲の軽犯者及び無罪の無宿を收容し、場内に藁細工・炭団造り・大工・左官等の工房を造り、收容者をして各々その技能に応じた労役に服せしめ、その賃金の一部を官が溜め置いて、收容者の更生資金とし、改悛の情明かなる者は、年紀を問わずしてこれを社会に復帰せしめた。また松平定信は、当代心学の大家である中沢道二を人足寄場に聘し、月三回作業を休んで人足等をして心学の講話を聴かした。故

に人足寄場は、正しく日本における自由刑・教育刑を行ひ近代刑務所の前身であり、免囚保護を事業とする矯正協会の濫觴を為すものといつてよいのである。

而も此の制度たるや、唐制の模倣にも非ず、また欧米諸国の真似にも非ず、全く日本人の人情味から生れた日本独自の制度であつて、日本の法律文化として世界に誇るべきものである。

西洋において自由刑・教育刑又は免囚保護といったような近代的な法が行われるようになったのは、一七八九年のフランス革命以後のことであつて、さして古いことではない。それまでのヨーロッパ中世においては、刑罰は悪行の応報と考えられていたから、その刑罰の残酷であつたことは、東洋に劣るものではなかつた。ヨーロッパにおいて博愛主義・人道主義によつて、デンマークにフェーネン島免囚保護会社なるものが設立せられたのは一七九七年であるが、一七九七年は我が寛政九年であつて、人足寄場の設立に後れること七年である。この事は、キリスト教の外に道義の基礎となる宗教はないと考えている西洋人にとつて驚異であるに相違ない。清末に出来た中国の近代的刑務所である習芸所が、我が人足寄場の制を加味したものであることは疑を容れない。人足寄場を以て我が国法律文化の粹とするのは、決して過言ではないのである。

故に我々は、未だ邦人にも周くは知られていない人足寄場のことを顕彰せんがために、同志相寄つて爰に人足寄場顕彰会を結成し『人足寄場史』を編纂し、文化当局に献議してその遺跡に碑を建て、内外人をして永く故人の美事を景仰せしめんと欲するのである。

明治以来、日本人は江戸時代の文物を旧弊として侮り、西洋の文物を上等舶来としてこれを無批判に採り入れた。そのために江戸時代文化の過小評価が行われ、祖先の文化的遺産が充分に継承せられていない。近時日本の異常なる経済発展に瞠目せる欧米の学者等は、ひとしく何故に日本のみが東洋の諸国家の中にあつて近代化に成

功したかを問題とし、その研究の結果は、いづれも江戸時代における文物が優れていたからであると結論している。アメリカのベラー教授は、その原因を精神的な基盤にまで掘り下げ、日本が近代化に成功したのは、江戸時代の武士に武士道があり、百姓町人に心学の道義があつたからであると言つてゐる。人足寄場を生んだ定信・平藏の思想を探求すれば、それは心学と言えないまでも、心学的なものであつたと言ひ得るのではなからうか。

欧米人がこの日本の法律文化の粹を慕つてこれを研究し、その遺跡を訪れんとして来日する日も遠くはあるまい。その秋に當つて、日本に科学的批判に堪え得る『人足寄場史』なく、その遺跡もさだかでないようでは、文化国日本の恥であらうと思ふ。

また我々がこの際人足寄場のことを国民の意識の中に甦らせようとするのは、目下審議中である刑法・監獄法の改正に、この日本固有の制度である人足寄場の制を生かしたいからである。明治以来、我が国は監獄の法規、建造物等すべて範を西洋に採つたが、行刑吏の心の底には、なお寄場以来の伝統的な恤刑の思想が残存している。それが欧米に比して脱獄者が非常に少いという、我が刑政の美を濟して来た原因である。故に我々は、この新たに制定せらるる行刑法にも、欧米法一辺倒ではなく、そこに幾分なりとも固有法的分子を介入せしめ、日本人にしっかりと行刑法を産み出させるようにしたい、というのが我々がこの会を結成した一つのねらいであつて、人足寄場顕彰会は、単なる記念事業を行ひ後ろ向きな会ではないのである。

仰ぎ願くは江湖の諸彦、何卒我等の意に讀し、物心両面の御協力を賜わらんことを。

爾来、人足寄場研究会及び『人足寄場史』編集会を開催すること教次。会の趣旨に賛同せられた学者諸兄の専致に従つて『人足寄場史』の項目を分ち、執筆を依頼したところ、一人の漏れなく原稿を編集者の許に届けられ

た。是れ此種の書物の編集において異例とするところであつて、欣快に堪えない。研究会及び編集会を主宰せられたのは、石井良助君であり、その世話役は、重松一義君である。記してその勞を多とする。

私が人足寄場に関心をもつたのは古いことで、昭和三年十月、有斐閣から刊行した拙著『日本法制史』には、人足寄場のことも、その創始者長谷川平藏の名も、既に掲載せられている。昭和三十年五月五日には、法制史学会の会員を案内して、小伝馬町牢屋敷跡、人足寄場跡等、下町にある法制史関係の史跡を見学して廻った。その記事は『法制史研究』6（一九五五）の会報に掲載されている。

昭和四十七年一月二日、年賀に来郎せられた重松一義君と対談中、人足寄場跡に碑を建てる運動を起そうじやないかという話を持ち上り、重松君は逸早くその著『日本行刑史年表』に「昭和四十七年一月、滝川政次郎博士人足寄場跡に建碑を發意す」と書かれてしまった。そうなつては私も動き出さざるを得ず、石川島の造船会社、佃島の住吉神社、中央区役所等を歴訪し、協力を乞うたが、色よい回答は得られなかった。

越えて昭和四十八年二月二日、朝日新聞は、人足寄場跡に碑を建てたいという私の談話と、住吉神社の境内から堀を距てた三井倉庫の棟を指さし、あそこが人足寄場の跡だと言っている私の写真とを載せてくれた。会々国学院大学参与にして朝日少年新聞社々長の李家正文氏は、「人足寄場は、山本周五郎の小説『さぶ』や、池波正太郎のテレビ・ドラマ『鬼平犯科帳』によつて、大衆の間に知られるようになったというものの、誰もがその名を知っているというものではない。君、それは建碑よりも宣伝がさきだよ。君がまず人足寄場のことをスラリと書きたまえ。朝日新聞社の出版部から出版されるよう、僕が斡旋するよ」と親切に言つて下さつた。

爰において我々は人足寄場建碑会を人足寄場顕彰会と改称し、ひろく学界、法曹界、文芸界の諸名士数十名の

賛同を得、同年三月十八日、飯田橋の大神宮会館において開会式を挙げた。我々は学者の本分に鑑み、李家氏の忠言に従い、『人足寄場史』の編纂を会の主なる事業としたが、人足寄場跡に碑を建てることを断念したわけではない。顕彰会の事業が成功した後は、再び建碑会に立ち戻つて初志貫徹する心算である。

会が発足した後、研究会、編集会議をリードされたのは、石井良助君である。私は私の主宰する律令研究会の事に忙しく、充分の世話ができなかつた。原稿が奇蹟的に早く揃つたのは、石井君の徳望の致すところである。本書が創文社から刊行せられることとなつたのも、長い間の石井君と創文社との関係によるものであることを特記して置きたい。言い足りないことも多々あるが、それらは重松君の編集後記に譲る。

会の結成その他について御配慮を賜つた恩師前最高裁判所判事池田克先生、会の趣旨に御賛同下され、種々御高配を賜つた前最高裁判所長官石田和外、前検事総長竹内寿平、検事総長大沢一郎、前東京弁護士会長法学博士奥野彦六の諸氏に対して厚く感謝の意を表する。最後に本書の題簽は書家内田真三昧氏の揮毫に成ることを附記して擲筆する。

昭和四十九年四月吉日

人足寄場顕彰会々長 国学院大学名誉教授

滝川政次郎

編集代表者のことば

本書刊行の由来については、滝川博士の序文に詳しいので、わたくしが蛇足を加える必要はないと考える。

各項目の排列については、形式的には分類しなかったが、実質的には三部に分け、Ⅰには、人足寄場およびその明治以後の変遷に関するもの（第一―八）、Ⅱには、寄場の周辺や描写に関するもの、Ⅲには、比較さるべき国外の類似制度あるいはこれとの比較、に関するものを収めた。団藤博士の「人足寄場の性格と特徴―刑法学者の立場から―」は当初Ⅱに収めるつもりであったが、原稿を拝見すると、人足寄場の概説としても格好のものと考えたので、博士にお願いして若干書直して題名も改めて戴き、Ⅰに収めることにしたのである。博士の御好意にあつく感謝する次第である。「人足寄場と石川島監獄」は当初慶応大学の手塚博士にお願いしたのであるが、御健康の都合で固辞されたので、重松氏にお願いしたのである。

項目名および執筆の方々が大体きまったのは、去年の三月下旬であり、十二月を締切として執筆をお願いした。多くの方々から本年一月までには原稿を戴いたのであるが、病氣、公務、海外出張等やむを得ない事由で若干おくれた方も三月初めには原稿を戴き、同月下旬には十六編全部の原稿を創文社に渡すことができた。すでに研鑽を積まれている事項に関するとはいえ、お願いしてから一年間で、すべての原稿を揃えることができたのは、滝川博士の御熱意とともに、執筆の方々の絶大な御協力の賜であり、あつくお礼申上げる次第である。

最後に、本書作成にとくに尽力された重松一義氏に心より感謝の意を表す。

昭和四十九年七月二十日

石井良助

人足寄場史 目次

序	滝川政次郎	一
編集代表者のことば	石井良助	七
日本刑罰史上における人足寄場の地位	石井良助	三
人足寄場の性格と特徴―刑法学者の立場から―	団藤重光	五
人足寄場の成立と変遷	平松義郎	八
人足寄場の創始者長谷川平蔵	滝川政次郎	二三
人足寄場と心学	竹中靖一	二七
「安政奇聞佃夜嵐」と人足寄場	山本二郎	三三
常州上郷・箱館・横須賀人足寄場	重松一義	三五
長崎人足寄場	森永種夫	三九
人足寄場と石川島監獄	重松一義	三三
人足寄場周辺記事	安藤菊二	三七
非人寄場	高柳金芳	四三
人足寄場前史における江戸下層民観	荒井貢次郎	四九

台東開導所について.....	安平政吉.....	四九
清末の習芸所.....	島田正郎.....	五二
「近代的自由刑」の起源.....	澤登俊雄.....	五三
犯罪人処遇の国際的動向―人足寄場を回想しつつ―.....	長島敦.....	五五
あとがき.....		五七
執筆者紹介.....		五八

人足寄場史 ―我が国自由刑・保安処分の源流―

日本刑罰史における人足寄場の地位

石井良助

日本刑罰史といっても、上代は法と宗教との未分離の社会であり、普通いわれるような意味における刑罰は存しなかったのであるから、人足寄場の歴史の意味を考える際には、いちおう除外してもさしつかえないと考えるので、以下には上世（律令時代）よりの変遷をたどり、人足寄場の有する意味を明らかにしたいと考える。もともと人足寄場関係の個々の問題については、本書所載の各項目で詳説されるわけであるから、本項では、その歴史の意味を考えるのに必要な限度にとどめる。

律の五罪すなわち五刑のうちで、人足寄場に関係するのは「徒」であるが、徒の内容を簡単にいえば、徒刑の人は獄舎に収容して、畿内の人ならば、京師に送って、課役を免じて、路橋を作り、皇居の周辺を掃除する等に当たらせ、地方の人は当所の官役等に従事させる。婦人は衣を縫い、穀を舂くの役に従事させる。労役に当たっては、鋏あひせをつけ、または盤枷くひかてかせをつけさせる。食事は自弁である。徒刑には五年あり、一年から半年ごとに一等を増し、五等で三年となる。満役のときは、本郷に通送される。労賃が支払われることはない。すなわち徒は純然たる刑罰であり、かつ定期刑であった。⁽¹⁾

律の目的は、弘仁格式序に見えるように「懲肅」すなわち、懲悪肅正にあったのである。懲の語は、ある人を刑することによって他を肅正する意味もないではないが、肅すなわち肅正と対立して使うときは、本人の懲戒を意味したことは疑いない。懲戒という場合に二つ意味があると考える。その一は応報的なものであって、特に意識しなければ、人間は一般的に刑罰に応報の意味を認めるものといえよう。その二は、本人を懲戒することによ

って、本人を改善して、ふたたび罪を犯さないようにするという意味、すなわち、改善の意味である。徒に改善の意味があったことは疑いがないであろうが、応報の意味が多分にあったことは、唐律疏議に唐の徒につき、徒は奴であり、奴として辱しめることであると述べていることから推察できよう。それが一般予防的な意味も有したことはいうまでもない。

中世になっても、朝廷における刑罰の目的は上世律令時代と変わらないと思われるが、幕府においては、刑罰の目的は主として世人を威嚇して、犯罪を行なわせまいよとするにあった。

吾妻鏡 正治元年十月廿七日条に

女房阿波局、結城七郎朝光に告げて云う、景時の讒訴に依り、汝已に誅戮を蒙らんと擬す、其の故は、忠臣は二君に事へざるの由述懐せしめ、當時を誇り申す、是れ何ぞ讐敵に非ざらんや、傍輩を懲。肅。せんが為め、早く断罪せらる可きの由、具に申す所なり、

とあるのはやや特殊な場合であるが、断罪が傍輩懲。肅。のためであることをよく示しているし、御成敗式目追加所載文暦二年三月廿三日関東御教書に

一 犯人断罪の事

右夜討強盜之張本として、所犯通る方無くんば、斬罪に行はるべき也、是れ則ち傍。之。向。後。を。相。鎮。め。ん。た。め。なり〔下略〕

とあり、また吾妻鏡正嘉二年九月二日条によれば、諏方刑部左衛門入道は梟罪に処せられているが、その理由として、

所罪既に究まるの間、之を行はれずんば、天下の非違を禁。じ。難。き。に。依。り、糺。弾。せ。し。め。給。ふ。云々、

と述べているときは、同じ思想に基づくものである。もっともこれらはいずれも死刑に關しているのであり、死刑では処刑後の本人の改心は望めないわけであるから、必然的にその目的は傍輩または「天下」を懲らさんためということになるわけであるが、これらの言葉が附加えられていることは、一般的に、刑罰の機能について、こういう思想が存したことを示すものと見て宜しいであろうと考える。

そうだとするならば、獄舎に入れる目的もまた主として傍輩の懲。肅。のためではなかったかと考えられるのであるが、このことを示す史料がある。それは新編追加第四百四十一条延応元年七月二十六日の関東御教書である。

一 重科の輩放免さるる事

右、軽罪之輩に於ては、赦免を行はるるの時、縦ひ免ぜらると雖も、重犯之族に至つては、御計あるべき歟、所以は何となれば、傍輩懲。肅。無くんば、悪党人数を増す歟、自今已後、強盜并に重科之輩、禁。獄。せらると雖も、其身を申出で、関東へ進めらるべきの状、仰に依り執達件の如し、

この意味は、軽罪の輩が赦免されて刑を免ぜられるのは宜しいが、重犯の輩に至つては、刑罰によって懲。肅。しなくては、悪党の人数が増すことになるから、特別の計が必要である(そして、これについては鎌倉で定めるから)、これから以後、強盜および重科の輩は禁獄した場合でも、これを関東に送付すべきであるというのである。強盜および重科の輩が死刑となった場合には、もちろん赦免の問題を生じないから、右の文章は主として禁獄について述べているのである。すなわち、禁獄が傍輩の懲。肅。になることを前提とした文章であるといわなければならない。

幕府法上、禁獄は未決囚の監置にも用いられたであろうが、それが刑罰でもあったことは、前記新編追加の言によつても察せられるが、新編追加第九十八条(目録に「乾元二六十二」とあり)に

一 殺害刃傷打擲の事

式目に載せらるる之上は、子細に及ばず、凡下の輩に至つては、殺害は斬罪に処せられ、刃傷は伊豆大島に遣はされ、打擲は禁獄六十日たるべき歟、

とあつて、禁獄が斬罪、流刑と相並んでいることによつて疑いない。

以上に述べた所によつて、鎌倉時代において禁獄は刑罰でもあつたのであり、そして、それが主として傍輩の懲罰のために用いられていたことがわかる。もちろん、それが本人にとつて改善の効果があつたことは否定できないが、それが主たる目的であつたとは考えられず、律令制の徒と同じく、というよりは、より強く、威嚇的効果に重点がおかれていたといわなければならないであらう。

そして、室町時代に入つて、この傾向はますます強まつたのであらう。

(1) もっとも、人となり凶悪であることが衆庶に知れわたつてゐる者については、満期になつても放免せずに獄中に禁錮することができたが、これは例外であつた。

二

近世は、わたくしは、これを前期(戦国時代)、中期(江戸時代前半期)および後期(江戸時代後半期)の三期に分けるのであるが、人足寄場の置かれたのは、後期の寛政二年(一七九〇)である。本節では前期すなわち戦国時代および中期すなわち江戸時代前半期について述べる。

戦国時代においても、獄はあり、これに収容することを、籠舎するまたは禁獄するなどと称したのであるが、分国法典には、禁獄に関する規定は見当らない。禁獄にはその設備と係員と賄その他の維持費が必要であるから、ふつうの犯罪人は獄に入れるよりも、死刑にしてしまふことが多かつたのであらうと思われる。獄舎があつたとしても、それは主として、威嚇的效果を狙つたものであることは、この時代以前の傾向と、戦国時代における刑罰の威嚇主義から見て疑いないと考へる。

江戸時代において、刑罰を見聞させることにより、民衆を威嚇して、犯罪の防止をはかることを、「みごり」(見懲)と称したが、この言葉はすでに戦国時代にあつたものと思われる。甲陽軍鑑十八、甲府浄土宗の僧公事之事の条に「信玄公常々の御仕置なれば、奉行則屋形へ申上らるゝ故、御前さばきに罷成、諸人の批判に、彼出家子を持って、其上少づゝも物をべとり、下女をば返さず、奉行之扱もきかず、旁以の事なれば、見ごりの為にあぶらるべしと申人多」とある。このこともまた、この時代の刑罰の威嚇的效果の重視を示すものである。

近世中期すなわち江戸時代前半期においても、刑罰が見懲をもつて、その中心觀念としたことは疑いをいれない。そのことは、(1)この時代に行なわれた刑罰が、戦国時代の名残をひいて相当苛酷であつたこと、(2)もつぱら見懲の目的をもつてする引廻しや科書の捨文のごとき制や、(3)さらには広汎な縁坐連坐の制によつて知ることができる。

(1)の点については、水磔、逆磔、牛割など江戸時代後半期において見られない苛酷な刑罰が存したことに注目すべきであるが、それらが見懲の目的を有したことは、享保度法律類引負金の事の条には

一引負金致し候者之儀、「中略」免角弁候儀と存候は、外の見ごりにも罷成、自然と引負の筋無数可成儀と奉存候、

とあるによつて知られるが、さらに江戸時代において一般に、仕置は「見懲」のためとされていたことは、類集三の六四、寺社奉行町奉行よりの老中への上申に⁽²⁾

松平兵庫頭相伺候飛州坊方村喜兵衛御仕置之趣、催促ニ逢、刃物ニテ疵付候もの之御定ニ見合、品不宜候ニ付、引廻し之上死罪と相伺候へ共、一体引廻し之儀ハ諸人見懲之為に可有之候間、品不宜候迎、引廻し附候てハ、如何可有之哉、一座評議いたし可申上旨、御書取を以被仰聞候、

此儀、御仕置ハ都て見懲之ためと申内、引廻晒其外死骸を晒御仕置ハ見懲之趣意ニ御座候間、〔下略〕とあるによつて明らかである。もっとも、この上申は江戸時代後半期のものであるが、後半期においてすらそうであった以上、前半期においてはより強くそういう意味を持っていたに違いない。

(2)については、上記寺社奉行町奉行上申書に見える老中の書取に「一体引廻之儀は諸人見懲の為に可有之候」とあり、両奉行の上申書中にも、「引廻晒其外死骸を晒御仕置ハ見懲之趣意ニ御座候」とあり、類集二の卅壹、安永二年巳九月十日町奉行牧野大隅守の伺書に

今般御仕置伺書差上候後、致病死候芝中門前三町目新右衛門店半兵衛俸坊主大賢儀、存命に候えは、引廻之上火罪、五ヶ所え科書捨札建可申旨御下知相済申候、依之仕来之通、右大賢科之次第一件之もの共え為申聞、落着可仕候處、存命候えは、引廻し或ハ科書建候も、畢竟世上見懲之為メ被仰付候趣意奉存候、勿論評定所一座えも申談候處、附火致候もの至て重キ悪事ニ付、世上見懲之ため、五ヶ所え科書捨札建可然旨評議仕候儀ニ御座候、〔下略〕

とあるによつて明らかである。これらの史料はいずれも江戸時代後半期のものであるが、江戸時代前半期においても同様であったことは疑いない。

(3)については、御仕置裁許帳六号によれば、貞享三年主人を殺した織手の父、弟、妹(善次郎妻)、甥(妹の子)姪(妹の子)まで浅草で獄門になっているのを挙げておこう。

このように、江戸時代前半期でも、見懲が刑罰の目的とされていたが、しかし、戦国時代に比べれば、刑の残酷さは減じている。このことはまた連坐制の緩和と相通するものであり、江戸時代前半期の刑罰が戦国時代のそれとは違う面のあることも看過されてはならない。

(1) 拙著「刑罰の歴史(日本)」(法学理論篇二三四b)七一頁。

(2) この文書の年代は未詳であるが、松平信之が勘定奉行であったのは、寛政十二年九月五日から文化九年十一月二十四日までであるから、その間であることは間違いない。

三

ところが、江戸時代後半期になると、ここに大きな変化が現われる。わたくしは、法制史上、近世中期と後期すなわち、江戸時代前半期と後半期の境を徳川八代將軍吉宗によつて制定された公事方御定書の編さんされた寛保二年(一七四二)をもってするのであるが、このころに幕府刑政上大きな変化が見られるのである。

その一は、刑罰が緩和されたことである。苛酷な刑罰が姿を消したのみならず、各犯罪に科せられる刑罰も緩和されたのである。まず、前期に見られたような残酷な刑罰がなくなったことである。逆磔、牛割、水磔のような極刑は主として切支丹に行なわれたので、早く廃絶したようであるが、のちまでも行なわれた肉刑の耳鼻そぎや指切などは宝永六年(一七〇九)に停止されている⁽¹⁾。もっとも享保三年(一七一八)には、抜荷については、耳

鼻そぎを定めているが、これは例外的に認めたというべきであらう。一般に享保五年の法令は耳鼻そぎに代えて、入墨を創設したものとされているが、この規定は耳鼻そぎの刑の存在（抜荷についての）を前提とした規定であるに過ぎないと見るべきである。⁽³⁾ すなわち、耳鼻そぎの刑はこの後次第に行なわれなくなったものと思われるのである。もっとも、公事方御定書では、死刑として、下山人、死罪のほか、鋸挽、磔、獄門のような、今から見れば残酷な刑罰を規定しており、幕末まで変わることはなかったのであるが、しかし、全般的に見て、公事方御定書の定める法定刑がそれ以前に比べて緩和されていることは否定できない。

一、二の例を挙げて見ると、たとえば、盗人の仕置は、享保五年七月の覚に「一盗人御仕置之儀、大概死罪ニ成候え共」とあるように、享保五年以前はおおむね死罪であったところ、同年七月に、人の家に盗み入り、または土蔵などを破って入った者は死罪であるが、手元にある品を巧のこともなくふと盗んだ場合には、金子なら十両ぐらい、雑物ならば直段に⁽⁴⁾もつて、右に准じ、この類は入墨して追放すべき旨定められている。⁽⁵⁾ 公事方御定書では、さらに場合を分けて詳しく規定しているが、死刑でなく、入墨、入墨の上敵または入墨の上追放の場合がふえているというまでもない。

つぎに重婚について考えてみよう。古く重婚のことを、夫につき「二人妻」、妻につき「二人夫」と呼んだが、二人夫の場合には、死刑にする例だったようである。公法纂例乾に「貳人夫」と題して左のように見えている。

元禄四末八月十四日

一京橋炭町六兵衛出居衆喜兵衛訴出候は、女房ゆり義、大工町藤右衛門夫婦肝煎にて、松平民部徒士者小林清兵衛女房ニ約束仕、其上鹿右衛門相店市郎兵衛方にて出合候を見届候由、喜兵衛申之、双方召出、遂穿鑿処、藤右衛門女房、夫有之女を肝煎申段無紛、不届ニ付、夫婦共牢舎、ゆり義ハ夫有之なから、清兵

衛女房ニ成候段重科ニ付牢舎 可為死罪処、牢死、清兵衛義夫有之段不届届、縁組候段不届ニ付、牢舎之処、詮儀不究内牢死、藤右衛門ハ不存由申分立候ニ付、出牢、女房義、申五月八日御法事ニ付赦免、この場合、ゆりは牢死しているから死罪にはならなかったが、生きていけば、死罪になったのである。

従前之例
一離別状を不取、他え嫁候女 髪を剃、
親元江相冊ス

但、右之取持いたし候もの過料、

すなわち、重婚の女は、髪を剃り、親元へ帰されるだけであった。前記死罪に比べると、大きく刑が緩和されていることがわかる。右の条文では、剃髪された女が再婚できたか否かについては規定していないが、右の法文の根拠となったのは享保六年の判決で、この判決では、女の親に対して「娘儀ハ、此以後勝手次第可片付、但伝内とは堅通路為致申間敷旨申渡」とある。⁽⁶⁾ 御定書でも同様な扱いだったと解してよいであらう。すなわち、女は不義した男と再婚はできないが、外の者と婚姻することはできたのである。⁽⁷⁾

以上、盗人および女の重婚だけについて述べたのであるが、こういう緩刑の傾向は一般に認められるといつてよいであらう。⁽⁸⁾ 刑罰の緩和ということとは、それ自体では、特別予防とは結びつかないかも知れないが、苛酷な刑罰による見懲主義に対する意味において、見懲主義の緩和を示すものといえるであらう。後半期になると縁坐連坐も制限された。⁽⁹⁾

(1) 憲教類典四之五評定、宝永六己丑年十二月二十六日覚に「科人御仕置之儀に付て耳鼻そぎ、又は指杯を切候様なる事、向後無用可被仕候以上」とある。

(2) 憲教類典二之二十二、長崎、享保三戊戌年八月廿八日の法令は抜荷につき、本人も軽き者（手伝）もいづれも「耳鼻」をそがるべきも

のとしてゐる。

(3) 新朝裁許律二、子(享保五)年二月七日三奉行和泉守殿御渡しの違に「耳鼻をそぎ候科の者より一等軽キ品之者ハ、向後醜ニ廻し幅三分程短二筋入墨致可申候」とある。前注所引享保三年の法令では、抜荷などを取持ち、本人に差添うて抜荷商売の手伝をした者に財産があれば、耳鼻をそがず、過怠として、家財のうち相応のものを取上げ、追放すべきものとしてゐる。財産がなければ耳鼻をそがれるというのであるが、享保五年の法令は耳鼻をそがないで、入墨すべきことを定めたのである。

(4) 徳川禁令考後集第三・二〇四頁所引享保五年七月御書付盗人御仕置重之事に「一盗人御仕置之儀、大概死罪ニ成候得共」とある。

(5) 前注所引書付。

(6) 徳川禁令考後集第三・六五頁。

(7) 同じ趣旨は行政談一・二六条にも見えている。

(8) 公事方御定書下巻はその奥書に「三奉行之外不可有他見者也」とあることによつて、秘密法典であるとされている。その秘密法典とされた理由については色々いわれているが、わたくしは右の刑罰の緩和が重要な意味を有したものと考える。ふつうは、刑罰の威嚇的効力を強めるために、御定書の下巻を秘密にしたといわれる。しかし、御定書下巻に見られる刑罰は、たとえば、金十兩以上をふと盗んでも死刑となるように、今日から見れば重罰主義をとつたのであるから、法典を秘密にするより公開した方が一般予防的にはより効果的であつたはずであり、右の説明だけでは十分人が納得せしめない。しかし、上に述べたように、享保五年以前では、盗人はおむね死罪であつたはずで、死罪にならない場合が生まれ、かつことに御定書によつて拡大されたのであるが、こういう事情の下では、犯罪と刑罰との関係は秘密にしておいた方が一般予防的にはより効果的であることはいうまでもない。死罪になると思えば、盗人になるのを慎むであろう。ところが、十兩以下の金品を盗めば、入墨か入墨敵であると公示すれば、安心してこの種の盗をする連中がでてくるかも知れない。幕府はこのことを恐れて、御定書下巻を秘密法典にしたものと考ええる。(以上の論旨は「第五江戸時代漫筆」(昭和四二年)一六七頁において述べた。)いずれは判決の積重ねによつて、一般にも緩刑主義への転換は知られるであろうが、それまでは秘密にしておこうというのが幕府の考えであつたと解される。しかし、一たんきめてしまつと、これを改めることが難かしく、幕末まで、形式的には秘密主義がとられたものと思われ。

後に述べる(四〇頁)ように、人足寄場に無宿を入れるときには、例外的に、寄場内の犯罪とこれに対する刑罰を示している。そこで、寛政九年に同四年の制を改めて刑を軽くした(例えば、四年の制では、寄場地所から逃げ去つた者は使先より逃げて死罪であつたが、九年の制では、眼を破つて逃亡した場合だけが死罪で、寄場内で仕業に出ていて人の目を盗んで逃げた者は、入墨敵の上元の如く寄場に置き、使先より逃げた者は重敵)ので、寛政九年の末か十年の初めころ老中より、これでは仕置が弛んで、逃亡者が多くなつたかと思つたように評定所に詰問している。「日本近世行政史稿上」九四〇頁。「去日四七月中寄場御仕置組直之儀、何之通被仰渡候ニ付、其通取計来候処、最初長谷川平藏申上置候ケ条書有之、是迄寄場ニ而、人足共江申来候ニ付、組直方之方とは符合不仕、且御仕置弛ミ候而者、素より悪もの共之儀ニ付、此上逃去候ものも多可相成、取計方差支ニ相成候趣申上候ニ付、御尋ニ御座候」御觸書天保集成下六三五〇号寛政十二年六月町奉行小田切土佐守、根岸肥前守よりの何に「一体右人足共は無類之もの共に付、謹候て手業致し候ものハ少く、先ツハ逃去候儀を心懸候

もの多可有之、依之最初逃去候ものハ敵科被仰付候儀、右ケ条書を寄場ニおひて読聞せ置候規定ニて、右之通敵科ニ可被御座候置置候て候てさへ、時に逃去候ものも御座候間、此度御仕置寛ミ候儀を讀聞せ候ては、逃去候類多く出来仕間敷とも難申、御取締之処如何可有之哉「下略」とある(寄場では境が変わると、その都度その旨申渡して来たことは、四〇頁参照)。これによつても、幕府は刑が軽くなつたことを人民に知らせると、犯罪が多くなると恐れていたことがわかる。

(9) 拙著「刑罰の歴史(日本)」(法理学論篇一三四b)八三、八四頁。

三

以上のような背景のもとに、享保以後、ことに公事方御定書制定以後、特別予防の思想が発達したのである。そのことは、刑罰は犯人を懲らしめて改悛させる手段であるともされるようになったことに窺われる。江戸時代前半期では、一般への見懲が刑罰の目的であるとされたのに対して、これと相並んで、受刑者本人の改善を目的とするものであるという思想が現われたのである。

まず、江戸時代後半期において刑罰が本人を懲らすものでもありと考へられたことは、御仕置例類集古類集四・一九二一号寛政四年御渡、火附盜賊改太田運八郎より同一件の三度目評議に、

此儀、伊之次郎重敵御仕置之儀ニ付、先達て申上候評議書之内、其もの強弱ニ随ひ敵候、と認候は、明和九辰年拾五歳以下のもの御仕置之儀ニ付、御尋有之、評議申上候書面之内、敵御仕置之御定ハ、背骨を除キ、絶入不致様敵候儀ニて、其もの剛弱ニより敵候間、畢竟懲之ため之御仕置ニて、遠島追放は幼年ものにてハ、品ニ寄及飢渴ニ、命を失ひ候品も可有之ニ付、拾五歳迄預ケ置、御仕置申付候筋ニも可有御座候哉、敵等之御仕置は当座ニ敵候ても、命ニ障候儀無之、懲のためニは、拾四歳以下ニても、当座ニ御仕置申付候方ニ可

有之段申上候趣も御座候間、其もの之強弱ニ随ひ、丈夫成人同様ニ敲候儀ニは無之と相心得罷在候ニ付、
〔下略〕

とあるによつて明らかである。幼年のものが敲に堪えるかどうかが問題になっているのであるから、敲は「畢竟懲
之ための御仕置」という場合の懲めというのは、本人を懲らしめる意味であることは間違いない。明和九年（一七
七二）は公事方御定書制定の寛保二年（一七四二）より三十年あとにあたる。もちろん、このときにこういう思想
がはじめて生まれたわけではない。享保以後、次第にこういう思想が醸成されて、ここに至ったのである。

もっとも、右の評議では、敲は本人の懲めのための刑といっているものであり、刑罰一般について、それが本人
懲めのためであるといっているわけではないが、敲についてこういう思想が生まれれば、他の刑罰（生命刑はも
とより問題にならない）についても同じような思想が生まれるのは、当然である。敲は軽度なものは、家庭内
も行なわれるものであるから、本人懲戒のための刑罰という思想がまず敲について生まれ、それが次第に一般化
したということは十分考えられる過程である。

このような特別予防主義の出現は、別の面からいえば、為政者が犯罪人の改悛ということに関心を持つようにな
ったことを意味する。このことを示す事実として、なお、次の諸制度がある。その一は、幼年者に死刑を科さ
なかったことであり、その二は、改悛したら刑を免除する制度である。その三は、処刑ではないが、処刑より保
安処分に移る過渡期の制度としての水替人足の制度である。

まず、幼年者に死刑を科さなかったことである。公事方御定書下巻七十九・拾五歳以下之者御仕置之事の条に
は左の簡条がある。

寛保元
一子心ニ而無弁人を殺候もの 拾五歳迄親類江預置

遠島

一子心ニ而無弁火を付候もの 右同断

遠島

「子心ニ而無弁」という条件がついているが、寛保三年には、実質的にはこの条件は削除されたのである。⁽¹⁾この
点を別にして、今の場合、十五歳以下の者については、死刑を行なわず、遠島にしていることが重要である。そ
の理由を明示したものはないのであるが、上記寛政四年御渡、火附盜賊改太田運八郎同一件評議書前書に引用し
た御書取に

〔上略〕但幼年ものハ、心底も可改と申を以、入墨も相成間敷哉ニ候間、〔下略〕

とある。その意味は、幼年者は犯罪後、改悛する見込があるのだから、一旦施すとあとまで消えない入墨をして
はならない⁽²⁾という意味である。公事方御定書制定のときの立法者が同じように考えたという直接の証拠はないの
であるが、死刑に⁽³⁾してしまつてはもとより改悛は問題にならなくなる。そこで、将来の改悛を望んで、幼年者に
つぎに、改悛したら刑を免除する制度の第一は旧悪免除の制度である。旧悪の制度は公事方御定書下巻第十八

旧悪御仕置之事の条に、延享元年極として、逆罪の者等特別の重罪人を除き、

一旦悪事いたし候共、其後相止候由申之、尤外之沙汰も無之におゐてハ、十二ヶ月以上之旧悪ハ不及咎事、
とあるものである。すなわち、特定の重罪を除いて、一たん悪事をして、その後本人が止めた由申し、ほかに
事件も起こしていなければ、犯罪の時より十二か月以上たてば、処罰しないという制度である。一たん悪事をし
たあと、本人が止めたと申し立てても、後述のように、確かな証拠がなければもとより取上げられない。⁽³⁾

ところで、この法条は享保四年九月の書付の系統をひくものであるが、この書付には、「渡世のため」一旦悪事をしても「其後不_レ宜_レ事」と存相止候段分明ニ付而ハ、其品を立、過料又ハ相当ニ咎可有之事」とある。すなわち、「渡世のため」「不_レ宜_レ事」と存相止候段分明ニ付」ということ、換言すれば、改倭してやめたことが分明であることが要件となっている。寛保二年（一七四二）制定当時の御定書の規定も同様だったが、延享元年（一七四四）の改正によって、前記のように改められたのである。⁽⁴⁾この延享元年の改正は重要であって、「十二月以上」という期限はこの時に加わったのであるし、享保四年の書付では「過料又ハ相当ニ咎」あるべきことになっていたのが「咎に不及事」となっており（この点は御定書制定当時の規定も同じ）、また「渡世のため」という要件も省かれている。この場合「渡世」というのは生活と同義である。前記のように、「不_レ宜_レ事」と存相止の「不_レ宜_レ事」と存」という要件も省かれている。「不_レ宜_レ事」と存」というのは本人の内心のことであるから、「証拠分明」といっても証明が困難であり、これに代えて「外之沙汰も無之におゐてハ」という客観的に判定しうる基準を設け、この要件が満たされれば「不_レ宜_レ事」と存」じたものと解したのであろう。いずれにしても旧悪の規定が改倭と関係のあることは疑いなく、寛政三年十一月老中より評定所一座へ盗人の旧悪についての諮問⁽⁵⁾に

死罪以下ハ旧悪ニ相立候様相見候得共、右ハ吟味之節、申口人体等ニ而心底相改候様子見定候上、旧悪ニ相立、当時之商売体、暮し之様子、近辺之風聞等も承り候上、相伺候事ニ候哉、又ハ十二月以上ニ候得ハ、都而旧悪ニ相立相伺候事ニ候哉、

とあるによって明らかである。⁽⁶⁾

いずれにしても、本人が「不_レ宜_レ事」と存」じた場合に、この旧悪の規定は適用するのであるから、それは改心奨励の手段であったといふことができよう。しかし、そのためには、この制度を公示した方がよいと思われるが、それでは犯罪人に意識的に利用されることを恐れて、この制度自体は御定書の一部として秘密にしたのであろう。

第二は、赦である。赦は江戸幕府初期から行なわれているのであり、近世後期すなわち江戸時代後半期になってはじめて現われたものではないが、江戸時代前半期は、前記のように、見懲中心の時代であるから、本人の改倭を促進するような意味で赦が行なわれる余地はなかったと解される。そこで行なわれた赦は、律令時代のそれと同じく、たんに、朝廷や幕府の吉凶に際して、君主の恵みを罪人に及ぼすという意味しかなかったと思われる。ところが、享保十六年（一七三二）に、徳川八代將軍吉宗は、三笠附点者金元并宿博奕打頭取同宿をした者につき、それまでは永々遠島だったのを改めて、この後は三年五年と年季をつけて遠島を申渡すように命じた。ところが、町奉行大岡越前守は、今かれらを宥免しては、遠島に年季があることをかれらが知るであろうから、それでは仕置が「ゆる」むようになってまずい。当春の台徳院（徳川秀忠）の遠忌の御赦がまだないから、この御赦として命じたらどうだろうかとの案を出し、かつこの後も、赦のあるときに宥免することにしたらどうであろうかと提案した。この案が採用されて、三笠附頭取で遠島の者は、三年五年ぐらい過ぎたらば、赦のある時分、赦に書出すことになった。⁽⁷⁾すなわち、ここに遠島の年季をいわば赦の制度で代替することがきまったのである。もっとも、この場合は三笠附博奕頭取の遠島について定まっただけであるが、その後、次第に犯罪の範囲は拡大されて、赦律の制定に至ったのである。しかし、この間の変化はたんに犯罪の範囲の拡大だけではない。赦の有する機能に大きな変化が認められる。

前記享保十六年当時の考えは、赦を永年季であった遠島に三年または五年の期限を附するために利用しようというもので、それ自体は刑罰史上重要な変化といえるが、それは犯罪の程度によって刑罰の年季をきめようとする

るものであって、刑の執行が開始されて以後、本人が改心すれば、刑の期間を短縮しようとするものではなかつたのである。

ところが、大赦律には

右之通、惣て御赦ニ相成候ものは、心底相改候えは、其仕成候悪事之姿消候道理ニ相当、「下略」

と述べてあり、心底の改まった者が御赦になり、そして御赦になった者にとって、そのなした「悪事之姿」は消えるものだといっている。この大赦律は寛政初年のものと解されるが、こういう思想が突如として現われたわけではない。この相当以前からこういう思想があつたに違いない。すなわち、御赦は改悛した者になされるものであり、その意味で御赦は改悛奨励の手段であることは、寛政以前に確立していたものと思われる。文久二年（一八六二）の赦律に至っては、そのことがはっきり現われている。

赦律第三十二条御赦心得方之条に

御。赦。之。儀。ハ、悪。事。お。よ。ひ。候。段。後。悔。いたし、身。分。を。慎。候。も。の。共。之。為。ニ。候。間、赦。免。申。付、却。而。世。上。之。害。ニ。相。成。候

類無之様、科之始未得と評議之上、名目ニ不泥、赦免有無評議可致事、

とあり、さらに赦律の編纂に取掛つたとき、すなわち嘉永四年（一八五二）十一月御定書掛よりの赦律取調之趣申上候書付にも

一体大赦之儀ハ、罪状二年数ノ極メ有之、右年数相立候上ハ、必可差免と申筋ニハ無之、一旦不屈および候

とも、夫々御仕置ニ相成候得ハ、以後を可慎ハ勿論之儀ニ付、右体之者弥改心いたし候様、励之ため、御慶

事等ニ被託、御仕置被赦候儀ニ付、「下略」

とあるのである。

このような段階になれば、赦は公事方御定書による処刑を補充するものであり、公事方御定書と赦律とは相まって、刑政の目的に奉仕することになる。上記嘉永四年赦律取調之趣申上候書付に「赦律之儀ハ、元来御定書ニ可対品ニ可有之処」とあるのはその意味である。⁽¹²⁾ 文久二年赦律の奥書に、公事方御定書下巻と同じく、「奉行中之外不可有他見者也」⁽¹³⁾とあるのも当然である。

さて、上に述べたように、赦の制度ははじめ定期刑の代用として取上げられたのであるが、その後次第に犯人を改悛させる手段として用いられるようになった。換言すれば、罪人の方より見れば、改悛すれば、赦免されるというのであるから、御定書（だけではないが）による処刑と赦の制度が合わさって、一種の不定期刑の制度が生まれたものといえることができる。しかし、赦の制度を不定期刑のための制度として考えるところとして、つぎの諸点に注意する必要がある。

第一に、改悛すれば、赦により刑が免除される、換言すれば、改悛されなければ免除されないということが、罪人に知らされていたかということである。旧悪免除の場合には本人の所在地等について取調べたのであるが、⁽¹⁴⁾ 赦の場合には一度に相当の人数の者について調べなければならないというような事情もあつたか、こういう取調べは行なわれていない。しかし、徳川十一代將軍家齊の初七日にその冥福のために大赦が行なわれたとき、町奉行が懐中の赦免状を取出して罪人に対し朗読したが、最後に「……赦免スルモノナリト大喝スルヤ、コレヲ合図ニ御霊屋ノ門扉左右ニ開キ、内ヨリ上野ノ大僧正賜紫ノ盛装ヲ着シ、朱色ノ蓋傘ヲ差翳サセ、幾十人ノ僧侶ヲ随ヘテ優然立現ハレ、仏法王法ノ尊ムヘク、悔過遷善ノ要ヲ簡易ニ説キ論シ、尋テ徐々ト一人一人二十念ヲ授ケ、終テ門ヲ入りテ御霊屋ニ歸リ去」⁽¹⁵⁾ ったという。文中、「悔過遷善ノ要ヲ簡易ニ説キ論シ」とあるのが、これより悔過遷善せよと奨めただけか、または悔過遷善したので赦にあつたのだから、さらにその方面に進めと論じたのか

ははっきりしないが、恐らくはあの方であったと思う。

なお、公事方御定書下巻は秘密法典というものの、旧名主の家にはその写しが保存されていることは少ないのであるが、赦律に至っては、できたのが幕末であり、また特殊な性質のものであったので、写本の伝わるものは少ない。しかし口伝に、赦は改悛の情の認められる者だけに適用されるものであるということが伝播したであろう。

第二に、赦律第二条には、御仕置軽重ニ付赦免年数之事が定められていることである。たとえば、所弘については、十一年以上は赦免を申付くべきことになっている。しかし、この年数がたったから、当然赦免されるわけではない。「右之通といへとも、其科難赦筋有之歟、又ハ事実品軽キ類ハ別段之事」と規定されているのである。前記赦律取調之趣申上候書付にも「一体大赦之儀ハ、罪状ニ年数之極メ有之、右年数相立候上ハ、必可差免と申筋ニハ無之、一旦不届およひ候とも、夫々御仕置ニ相成候得ハ、以後を可慎ハ勿論之儀ニ付、右躰之もの弥改心いたし候様、勵之ため御慶事等ニ被託、御仕置被赦候儀ニ付、罪科ニ被処候節とは筋柄各別之相違ニ而、且又全臨時之儀ニ付、年数不同無之様にハ迎も難相成」と述べている。しかし、とにかく年数について一定の基準はあるわけであり、かつ赦は「全臨時」とはいふものの、そう稀ではなかったのであるから、罪人たちに対し、「慎ん」でいれば、赦宥されるといふ希望を与えたものといふことができよう。この意味で、この段階まで進んだ赦の制度は、御定書に由来する定期刑の制度と相俟って、長期の定めのない相対的不定期刑の制度を生んだものといえるのである。

第三に、幕府は、赦が元来不合理な制度であり、むやみに赦をなすことは、改悛していない犯罪人を社会に送り出すことになり、社会にとって有害であることを認識していたことである。それは上記赦律取調之趣申上候書付に、赦に必要な処刑の年数は異なるにはできないが、「乍然、不届もの容易ニ赦免、世上之害ニ相成候而ハ御赦之詮無之候間、赦免難成罪状と被赦可然否と之差別を不紛様取極」とあることによって明らかである。

これによって考えてみるに、江戸時代前半期においては、赦は赦そのものとして、すなわち、君主の広大な慈悲を示すものとし、君主の徳に重点をおいて存在理由が認められたが、やがて、無期刑を定期刑化するための手段として利用され、ついで、「容易に赦免」は「世上之害」になることが強く注意されるようになり、その反面、赦を罪人を改心させる手段としてその意義を認めるようになり、ここにおいて、赦は終身刑であった刑罰に不定期刑の意味を与える制度となったものといふべきであろう。

不定期刑の目的は、一方では一定期間に改善されない場合の犯人を解放する定期刑に対する不安と、他方改善された犯人を長く拘禁することの不合理を除去するにあるといわれる。江戸時代には、拘禁を内容とする刑罰は原則として存在しないのであり、赦は主として追放刑に科せられた者に対するものであるから、右の目的を多少修正して考える必要がある。追放刑は一定区域（御構場所）より追放するものであるから、追放された人の居るべき場所に住む者にとってははなはだ迷惑なことである。さればこそ、江戸時代に、幕府内外において追放刑の存否に関する論議がなされたわけである。追放刑を受けて無宿となった者にとっては、赦は行動の自由を与えるものであるから、有利であったことはいうまでもない。そして、そのためには、改悛が要件とされたのである。改悛を要件とするといっても個別的に詳しく調査するわけにはいかないから、処刑以後、格別の罪を犯していないことに重点が置かれたのである。その点で旧悪の場合の考え方と共通のものがあつたと思われる。

「現在之赦」（当座之赦）においては、その有する意義は、上記の大赦の場合と異なる。現在の赦とは、現に審理中の犯罪人に対する赦である。この場合にも、改悛の情の有無も顧慮されたであろうが、それよりも、御定

書の規定の手直しの意味が重要視されたと考えられる。たとえば、御定書の規定では、相手方から不法をしかけられて是非なく刃傷して人を殺した場合でも、中追放になったのであるが、その後、それではあまりひどいと考えられるようになったのであろう。大赦律（書名）所収寛政十年八月評定所より伊豆守（老中）への伺に、当座之赦につき、

一人殺疵付之類

右は相手有之品故、前々より御赦ニは難相成候、然共、相手方より不法を仕懸、無是非及刃傷、人を殺候もの、其外怪我ニて人を殺候類は、御定書之趣意を以吟味之上、其品ニ寄、御赦ニ申上可然哉ニ奉存候、とあって、伺済になつてゐる。しかし、こういう場合は問題ないとしても、旧来の赦の思想で赦を行なつては弊害が生じることは、前記のように当時でも十分認められていたのである。上記、寛政十年の伺にも

当座之赦ニ相成候儀は、全軽過或は死罪遠島ニ相成候ものニても、其品ゆるし候て世上之害ニ不相成分は被免候て可然儀ニ付、「下略」

と述べてゐる。

- (1) 石井良助「我が古法に於ける少年保護」〔少年法全国施行記念少年保護論集〕一四七頁。
- (2) 実際は少年にも入墨は行なわれてゐる。
- (3) 注(6)参照。
- (4) 徳川禁令考後集第二・六頁。
- (5) 徳川禁令考後集第二・七頁。
- (6) この諸問に対して、評定所一座は十二か月以前の盗がすべて旧悪に立つわけではない。悪事をして、止めて外に沙汰のない場合に限るとして、本人の止めたという申口の外に、「当時之商売体善し之様子等怪敷儀も相聞不申、或ハ村役人町役人杯、其外近辺之者共、決而怪敷儀無之段申之、吟味之上、其後相止候儀分明」であることを要すると評議している。

- (7) 『寛政御定書』「御定書」部九巻「寛政御定書」第一・二七頁。
- (8) 同上二〇号（同上）。この規定は公事方御定書下巻五十五に「追加享保十六年幅二都而三附傳打取退無及御仕置一件之内、重島も之五ヶ年過御教育之節、御免之儀可相何事」として取入れられている。
- (9) この大赦律は「大赦律」という写本に載っているものであるが、徳川禁令考所載（徳川禁令考別巻三〇五頁以下所収）のものとは違つており、これより古いものと思われる。「寛政三亥年御法事之御赦」の語が見えるから、寛政初年のものと考えられる。
- (10) 徳川禁令考別巻三〇三頁。
- (11) 同上二七九頁。
- (12) 同上二七八頁。
- (13) 同上二七七頁。
- (14) 本稿前頁注(5)参照。
- (15) 「日本近世行刑史稿上巻」一〇六〇頁。
- (16) 平松義郎「近世刑事訴訟法の研究」一〇四八頁。
- (17) 次頁所引寛政十年伺も参照。

四

旧悪と赦について、改悛を促すための制度として現われたのは、佐渡の水替人足と無宿養育所である。

水替人足の制度が考えられたのは、江戸で激増した無宿者の処置としてであるが、江戸幕府はすでに江戸時代前半期より無宿者ことに江戸近辺のそれに大いに苦しんだのであり、人足寄場はその対策として生まれたのであるが、人足寄場の建設に至るまでには、いくつかの段階を経たのである。

無宿対策施設の第一は、平松博士の挙げられた享保六年（一七二二）における無宿者のために、新規に溜を設けようというものである。享保撰要類集第一都て御仕置筋之部三十五号享保六年九月評定所一座の上申書に

一御当地出生之宿なし又は其在所之難帰者は、新規ニ溜被仰付入置、夫々得手候仕業を相尋、或は草履わら

んし繩筵すた等を申付、其入用は公儀より被下、其品出来候分、御買上ニもいたし、或は脇々えも為売候て、右仕業ニ取付、身過仕候迄は、御扶持方被下候積リニ仕候ては、如何有御座候哉、

但、右世話役は又宿なし改之もの差引いたし候様ニ可被仰付候哉、

とある。これによると、江戸出生の無宿またはその在所へ帰り難い者のために、新規に溜を設けてこれを收容し、それぞれに得手の仕業か草履、わらじ、繩筵すだなどを作らせ、その費用は幕府で出し、製品は幕府で買上げまたは他に売らせ、本人がその仕業を会得して、それで生活ができるまでは、扶持をくれるようにしたらどうかというのである。收容される者は罪人ではなく、のちの言葉でいえば、無罪の無宿であるが、かれらを溜に入れて、職業を覚えさせようというのであるから、これを保安処分ということができよう。

問題は評定所一座がこの新規の溜の案をどこから思いついたかということである。もちろんみずから案出することもあるわけであるが、他からヒントを得たということもありえないわけではない。そこでありうる場合を考えると、西洋諸国の影響は無視してよいと思うが、そうすると、明律の影響が考えられる。徳川八代將軍吉宗が明律に大きな関心を持っていたことは顕著な事実で、在紀州時代にすでにかれの影響で紀州藩で明律の研究が盛んになっていた。そこで、ありうる場合の第一は、吉宗が評定所に明律の關係資料を示して参考させたという場合である。評定所の書面にはそういうことは全然書いてないが、ありえないわけではない。その二は、吉宗が明律に興味を持っていることを知った奉行たちも、自分で明律を勉強し、それからヒントを得たという場合である。いずれもありうるが、あったという証拠があるわけではないから、疑問として残しておくほかはない。いずれにしてもこの溜は案だけで実現されなかった。

無宿のための新規の溜に続く、無宿対策は佐渡へ水替人足としてこれを送ることであった。かれらは、「無宿之小屋場」に入れられて勞役に従事させられたのであるから、その意味で無宿佐渡水替人足の制は、人足寄場に類似した制度であり、これへの橋渡しといえよう。

水替人足の起源については、佐渡年代記安永六年条に記す所が要を得ている。

一近頃江戸表無宿もの多く、其内ニは自然と悪事をなすものも有之ニ付、佐州え被遣、銀山稼の人足ニ用ひ可然旨、先達而御勘定奉行石谷淡路守より「佐渡奉行へ」談判有之といへとも、佐州え無宿者遣すへき事は不可然趣挨拶におよひし処、牧野大隅守「町奉行」より又々談判、無宿もの佐州銀山水替に遣ひ可然旨、御沙汰も有之、地役人ニ世話為致、平日之食物は麦などを宛行、いかに難儀を掛る様に取計、心底も直りしものは召返しても、宜敷段申聞る処、地役人は水替人夫改等はいたすといへども、敷内之働方等迄可取扱ものニ無之、水替は至而骨折之働故、麦等之食ニ而は働兼、虚病難渋等申立、出方之差支ニ可相成、小屋場飯料衣類小遣錢等をも渡し置ながら、働方怠る時は、入用費となり、是迄之水替人足は相川近郷より出て渡世し、右之内ニハ差配人もありて、世話仕来りし処、無宿ものは、是迄之差配人取扱ニハ叶ひ難く、自国之水替とも難儀ニおよひ可申哉、無宿もの悪事等申教るニおゐては、佐州之ものも自然と押移り、一国之為にも不宜筋ニ付、無宿もの可被遣事はよろしかる間敷段及挨拶しなり、

これによって見ると、町奉行牧野大隅守が、無宿者を佐渡に水替人足として送ろうとしたのは、かれらを改悛させる手段としても考えていたことがわかるが、それがかれらを苦しめて改悛させようとしたものであったことは、文中、水替は大変な労働であるのに、平日は麦などを食せしめて、「いかに難儀を掛る様に取計」とあるによって明らかである。佐渡年代記同年条には、また

一九月中、松平右京太夫殿「老中」より依田十郎兵衛「佐渡奉行」へ御書付御渡ありて、佐州ニハ銀山稼ニ

付、金穿、大工、水替、穿子杯と唱へ人足入用ニ付、無罪之無宿とも召捕佐州え被遣、右人足等ニ可相成哉、其内心底も直りしものは、糺之上、奉行交代之時其外御用序ニ江戸表え可相返様にも取計「下略」、往々差支之筋有之は、其節ニ至可申上心得を以評議可仕旨、御口上をも御添被仰聞しニ付、当時差支之有無支配之者共をも得と相糺、追而可申旨申上置、

とあって、「無罪之無宿」を捕えて佐渡に送り、水替等に使うが、「其内心底も直りしものは」云々というのは、やはり激しい労働とひどい食事等で懲らし、これに堪えかねて改心した者かということである。無宿が水替人足として佐渡に送られたのは、「懲」しめのためであったことは、公事方内規定、安永七年四月十二日の御触に、

近來御当地並近国共無宿もの数多致徘徊候故、火附盜賊も多く、騒敷儀も有之、世上一統ニ難儀之相成候、畢竟右は一二夜ツも無宿ともを留置、宿等いたし候もの有之候ゆへ、右体無宿多く致徘徊、不届之至リニ候、「中略」元來右無宿共之儀へ、百姓は農業を怠、町人は夫々之渡世を不致、身持放埒ゆへ、無宿ニ相成、弥給統兼候節へ、火附盜賊をも心懸候もの共故、懲しめ之為此度之無宿共嚴敷召捕、佐渡へ差遣候間、在町とも無宿もの召捕出候ても、後日ニあた等いたし候儀は決て不相成候間、見かけ次第召捕、可訴出候、若見遁ニ致置候ハ、急度咎可申付候、

とあるによつて明らかである。しかも、その送られた無宿は、將來火附盜賊等をする恐れがあるというので警戒されるのであるが、現に罪を犯した者を、その罪につき懲らすために送るのではないから、性質上は隔離を目的とする保安処分といえるであろう。しかも、ここに注意すべきことは、前記佐渡年代記安永六年条に見えるように、江戸から水替人足を送る以前は、「是迄之水替人足は相川近郷より出て渡世とし、右之内ニハ差配人もありて世話仕来りし処」とあるように、相川近辺の者が渡世として、水替人足の仕事をしていたことである。それは

業な仕事ではなかつたのであるが、しかし、とにかく渡世とすることが出来るほどのものであつたのである。

ところが、江戸から送る水替は、これを改心して働くように、懲らす必要があり、そこで平日之食物は「麦などを宛行、いかにも難儀を掛る様ニ取計」つたわけである。水替自体が苛酷な労働であることは問題ないが、前記のように、江戸より派遣の水替人足の制のできるまでは、現地の農民等が給料を得て従事しているのであり、またその以後でも、現地の労働者による水替は行なわれていたのであつて、労働自体は元來刑罰として案出されたわけではない。しかも水替人足には「小屋場飯類衣類小遣錢等をも渡」すというのであるから、保安処分としての水替人足の処遇は当初の計画ではそれほど残酷ではなかつたのである。したがつてこれによつて、「心底も直る」可能性もあると考へたことはもつともなのである。そして現に改心して江戸へ帰された者もいるのであるが、しかし元來、水替人足として送られた者は、放蕩無頼の無罪の無宿人が多かつたのであるから、敷内労働はかれらにとつてはとくに苛酷であり、刑罰の如くに感ぜられたことも否定できないであろう。

上述したところから明らかのように、享保以後、ことに公事方御定書制定以後、本人を懲戒して改心させるということが重視されるようになった。もちろん、この当ても、刑罰の見懲的效果が無視されたわけではない。それも依然重視されたのであるが、それと相並んで、本人改善ということが大きく表に出るようになったことを否定できないであろう。

しかし、水替人足の段階までは、本人改善といつても、また性質上は保安処分であつても、苛酷な労働を課したので、刑罰のごとくにも考へられたと思われ、本人を重労働で懲戒することによつて、改心させて働かせようとする程度を出なかつた。

この水替人足の制に対して、本人を精神的に「教育」(教諭)し、かつ手業を教えこみ、これによつて自力

更生の道を開かせようとしたのが、人足寄場だったのであるが、上記の刑罰目的に関する思想の発展の段階から見ると、水替人足の制からさらに一步を進めて、本人を改悛させるのみならず、授産教育して自活更生させようとする段階に移る、換言すれば、人足寄場の制に移るのは、自然の成行きであったといふべきである。

こういふわけであるから、寛政初年ごろには、人足寄場的なものが生まるべく時期はすでに熟していたのである。現にこれ以前、安永九年（一七八〇）に幕府が無宿養育所を設置していることは、滝川博士が指摘されたとおりである。⁽⁷⁾すなわち、同年十月二十四日に南町奉行牧野大隅守より北町奉行曲淵甲斐守へ左のごとく通達しているのである。

此度於深川茂森町、無宿養育所被仰付、致出来候ニ付、無宿共追々差遣候間、御掛り無罪之無宿有之候はゞ、拙者方へ御引渡可被成候、相糺候上、右養育所へ差遣可申候、尤養育所へ難遣分は、佐州へ可被遣候、

右へ主殿頭殿「老中田沼意次」へ伺之上、御達申候、

文中に「養育所へ難差遣分は、佐州へ可被差遣候」とあるが、佐州へ遣わすというのは、水替人足として遣わすことに外ならない。江戸水替の制のできたのは、安永六年であるし、その第一回の人足の送られたのは、翌七年である。そして、その二年あとに無宿養育所が設置されており、しかも両者はともに、無罪の無宿を收容している所をもって見ると、両者は同じ趣旨をもって設置されたものと解してさしつかえないであろう。そうだとするならば、この無宿養育所は、懲らしめて改悛させる制度だったと解してさしつかえないであろう。ここでどういふ労役が課されたかはわからない。しかし、水替よりも軽いが相当きつい労働であったことは疑いないであろう。そして、養育所へ遣わし難い分は佐渡へ遣わすというのであるから、おそらく無罪無宿の中、強暴な者を佐渡へ送るといふ趣旨だったのであろう。⁽⁸⁾この無宿養育所は天明六年（一七八六）に廃止されている。

このように懲戒主義から、本人を自活更生させる保安処分である人足寄場の制へ移る過渡期の制度として、前記の佐渡の水替人足と無宿養育所の制度があったのである。そこでまず水替人足の制と人足寄場の制とを比べてみると、つぎのようになる。

違う重要な点は、第一に、両者とも本人を改悛させるための施設であるが、人足寄場では、「教育」に重点をおいており、心学の講話等が行なわれたが、水替人足の場合にはそういうことがない。

第二に、両者とも、その労働に対して、金銭が払われるのであるが、人足寄場の場合には、賃銀の幾分を貯蓄させ、将来の更生の資金の一助とさせるが、水替人足の場合には、飯料衣類のほかは、「小遣銭」を支給するにとどまっている。人足寄場ではこのほか、出所者に対して、手当を給し、農地または店を与えることになっているが、水替人足にはこういうことはない。

第三に、人足寄場では、仕事としては、更生のために、本人に手業を覚えさせることに眼目があり、苛酷な労働を課することはない建前であったが、水替人足の場合は、懲しめのため、水替という苛酷な労働に使うことになっており、しかも食事なども「如何にも難儀を掛る様に取計」うことになっていた。ただし人足寄場の場合でも、後述のように、労働自体は苛酷でなかったとしても、労働に精出さなければ罰するという意味の懲しめがあったことを否定できない。この点は程度の差といふべきである。

同じ点は、両者とも、無罪の無宿を入れる建前だったことが重要である。すなわち、人足寄場における労働も、水替人足としての労働も、建前としては刑罰ではなかったのである。

以上を総合して見ると、水替人足の制も人足寄場の制ともに、保安処分であったことにおいて同じであったが、ただその内容において、人足寄場の場合には懲戒的要素が少なく、教育更生施設的な面に重点が置かれたの

に対して、水替人足の方には懲戒的要素が多分に残存していたといえることができる。換言すれば、水替人足の制は刑罰より保安処分に移る過渡期の強い、懲戒的保安処分の制とでも呼ぶべきものであったといえよう。

そして、水替人足の制と無宿養育所とを比べてみると、無宿養育所がどういふものであったかはっきりしないので断定できないが、後者においては、前者に見られるような懲罰的な苛酷な労働はなかったことは間違いないように思われる。その意味において養育所は、水替人足の制よりもさらに一步、人足寄場の制に近いといえるであろう。

(1) 平松義郎「人足寄場の成立」(名古屋大学「法政論集」三四号九頁)。

(2) この触は徳川禁令考前集第五・四六一頁にも載っているが、公事方内規定には禁令考にない「桑 能登守・大 播磨守・安 弾正少弼・石 淡路守」という連名が載っている。

(3) 御仕置例類集統類集一・八九号文政六年御渡佐渡奉行何佐州水替人足として差遣候無宿共之内、平人申付候儀評議に「一体水替業之儀ハ、敷内數十丈地底ニ罷在、昼夜交ル々口出水汲上ケ、至而艱難之業に付、人力堪兼、多分は逃去、又ハ死失いたし候」とあり、「日本近世行刑史稿上」七八三頁引用の佐渡年代記に「水替は敷内穿下りし所え少しの足掛りを段々に張渡たし、其上に立ながら車引又は手繰りにて水汲上げ、暫時も手放すに於ては水増上るに付、一昼夜宛詰切らせ、食事の内は替る／＼休むの而已て、骨折の働」とあり、同書七九六頁所引の清陰筆記には「此の水替人足と云ふは、無期限にて使役せられ、其の苦役の状は恰も、生き乍ら地獄に陥りたるが如し」とある。

(4) したがって、水替人足となった以前の犯罪に対する懲しめでなく、苦しい水替の仕事に懲らせて、改心させようとするのであった。新張紙四十六文政四年八月佐渡奉行より評定所一座衆への懸合に「一体水替ニ御引渡有之ものハ、いづれも無宿悪党共ニ候え共、敷内困苦之働ニ懲候故ニも候哉、心底相改、其上水替共、佐渡着当日申渡候様ニも、水替出精いたし候得ハ、他国出可為致旨、前々より申渡候」とある。すなわち、水替に対する懲しめは過去の犯罪に対する懲戒ではなくして、改悔矯正のためになされたのである。したがって、かれ等を懲らすのは、仕置そのものではなく「仕置之一助」とされた。文政八年十月佐渡奉行何(「日本近世行刑史稿上」七八八頁)に「為懲佐州え被遣候儀にて、御仕置之一助ニ相成居候儀ニ御座候」とある。

(5) 水替人足が敷内を逃亡したり、軽い犯罪をすると、追込水替と称する刑罰に処せられる。御仕置例類集新類集二・一、一二七号文化六年佐渡奉行何、一佐州相川新五郎町幸助初筆博突いたし候一件に「此儀、銀山内より山越いたし、市中え出候段ハ、天明四辰年評議ニ御下被成候、佐渡奉行相何候佐州金山敷内水替御仕置取計方之内、敷内逃去、其外軽キ悪事いたし候ものは、吟味之上、追込水替と唱、十日或ハ二十日程宛岡え不上、敷内え追込置、水替申付、尚又数度ニおよび不埒之儀御座候ハハ、入墨申付、其上不相用候ハハ、死罪申付候

積之買入申付候、其もの申渡候様可付、助、非人申下、申付候様、可付候旨相何、評議之上、通申上、其通御座候相清候」と見ゆ。

(6) 八頁参照。

(7) 「日本行刑史」三二七頁。

(8) 佐渡年代記天明元年の条に

一近年江戸表より追々御差下となる無罪無宿共、中尾間歩敷内え遣し、一昼夜宛水替業為致、手弱之ものハ鍛冶小屋鑪差などに用ひし処、青盤甚五取明定式之水替在相川より雇入、賃銭高直ニ而以前之見合ニ成兼るニ付、無宿百人程も引渡有之様、町奉行え掛合、此段申置、とある(「日本近世行刑史稿上」七九七頁)。手弱な者は佐渡へ送つても水替に使えないから、鍛冶小屋の鑪差等に使うので、水替人足が不足となり、相川の者を雇うと賃金が高くてやりきれないから、無宿百人程も送れというのは、手強な無宿を百人程送れということになる。そうになると、手弱な無宿は佐渡へ送れなくなるので、無宿養育所を作って、かれらを収容したのであろう。天明元年(一七八一)は安永十一年にあたる。

五

このようにして、松平定信が老中となった天明七年ごろには、保安処分としての人足寄場の制は生まるべき機運は熟していたのであるが、このことをさらに積極的に証明する史料がある。

その一は、天明八年にそれまで、敲または入墨に処して、引渡すべき者が無い無宿は門前払にして水替人足として送っていたのを、門前払にしないで、水替人足に送ることにしたことである。御触書天保集成下、六三一八号に左のごとく見えている。

三奉行え

手元ニ有之品并途中之小盗等致し、其外盜之科ニて敲又は入墨之上敲、或は入墨ニ申付候もの、引渡遣すへき方無之無宿は、門前払ニ成候処、御仕置相済候上は、則無罪之無宿ニ候間、門前払ニ不致、直ニ溜預申付

置、佐州え水替人足ニ差遣し可申候、

この法令によれば、それまで右の刑に処せられて引渡すべき者がいない者は門前払になったのであり、これは御定書の規定に従った処置であつたが、この当時、敵または入墨になった者を引受人に引渡すのは、御仕置によりかれらは前非を悔い、本心に立戻ることもあるからである⁽¹⁾と解されていた。こういう考え方からすると、敵または入墨に処せられた者をそのまま門前払にしたのでは、自活できず、再び悪に戻りやすいことになる。これを防ぎ、改悛を確実にするためには、門前払にしないで、佐渡に水替人足として送る方法がある。それがためには、「無罪之無宿」である必要があるが、かれらは敵または入墨をされたが、それで処刑は終わったのであり、前科者ではあるが、無罪であるから、「無罪之無宿」と解してさしつかえない。このように当時の為政者は解したのである⁽²⁾。すなわち、敵または入墨の刑に処せられた者を「無罪之無宿」と解したについては、これだけの思考の経過があると考えられるのであり、ただ形式的に、敵または入墨の刑を受けた者は無罪であると考えただけのことではないと思う。これによつても、当時、刑罰の改善的效果がいかに重視されていたかがわかるであろう。そして、その主義に徹する所に生まれたのが、人足寄場の制だったのである。

さて、右の文章では、この以後、前科のない無罪の無宿は佐渡に送らないとは書いてないが、右のような前科者も送られるようになれば、佐渡では江戸水替を無限に引受けられるわけではないから、佐渡にはまず水替に堪える者を送り出すことになるであろうが、それはやはり前科者である無宿であろう。そうすると、前科者でない無宿は必然的に佐渡へ送られない場合が多くなるであろうから、かれらのための施設を考えなければならぬであろう。そこで考え出されたのが、人足寄場のものであつたが、これについては、また特殊な事情があつたのである。

それは、天明六、七年ごろに江戸近辺で無宿が非常にふえたことである。ふえた原因は色々あるであろうが、もっとも重要なものは、この兩年ことに天明七年は大飢饉であり、そこで本国を欠落して江戸に来る者が多く、無宿が大変増加したのである。天明七年は定信が老中に就任した年であるが、これらの無宿は佐渡へ送られるために、溜に入れられたのであるが、かれらは溜の中で働きもせず、気分も不快でもあつたせいであろう。一か年に千二、三百名も病死した。そこで、定信は無宿をただ溜に入れておいては駄目であると考え、かれらを働かさねばならないと考えたのである。寛政三年八月に平賀式部少輔および坂部十郎右衛門（いづれも目付）より「此度加役方人足寄場永続之主法取建之儀ニ付、支配之者立会被仰付候間、勤方心得之儀左ニ相伺申候」といふ書付を差出しているが、その中で、兩人は

既に去ル午年末年「天明六、七年」頃は無宿多候而、溜江も□□入多入候所、一ケ年千式三百人も病死いたし候由、是は必竟只食して身之働なく、其上心に不叶場所に候故に候、是又甚御不仁に当り候間、旁寄場被仰渡候、取扱へ右之振合に而、其内心掛能者は夫々に賞に逢候得は、其身も不知不知自ら善に移り可申候間、実々之処、御仁術之一に当り可申候旨、段々先達而十郎右衛門江内々に被仰渡候間、右之趣を以て、前書之通立会候御徒目付共に相心得置候方可然と奉存候、

と述べている。文中、十郎右衛門に「内々被仰渡」たのは、老中、具体的にいえば、松平定信である。すなわち、定信は十郎右衛門に対して、就職の直後、溜（非人溜）で、無宿が年に千二三百人も病死するという異変に直面し、かれらの救済のために、人足寄場の設置を思いついたと述べたというのであるが、この記述をとくに疑うべき理由はないから、信頼してよいと考える⁽³⁾。しかりとすれば、定信による人足寄場設置の構想、すくなくともその萌芽はすでに天明七年末か、八年のはじめごろには生まれていたと見るべきである。

その二は、無宿を水替人足のほか、荒地起返しか城外の普請人足に使おうとするものであった。寛政元年三月に定信は將軍輔佐となったので、かねての念願を実現すべき時は来たのであるが、かれはまず応急の措置として一旦溜に入れた無宿を水替人足に出すほか、荒地起返しのために使うか、享保八年の評定所一座の評議にあるとおり、城外の普請人足に使うかしよう、という案を考えたのである。人数に限りある水替人足のあきをつつめに、べんべんと溜で徒食させることはやめようというのである。このころ、溜に無宿があふれていたことは、寛政元年七月評定所よりの無宿片付に関する書付に

無宿共取計之儀、追々御勘弁有之、当時溜預之者も人数多ニ而、佐州江も為水替当夏被差遣候得共、残り人数も数多有之候、〔下略〕

とあるによつて明らかである。そこで定信は評定所一座に無宿片付について諮問した。これに対する評議が右の書付であるが、この翌八月につきの指令が出たのである。

一御料出生之無宿并万石以下領知且社領知出生之無宿は、まつ溜え差置、追て佐州え為水替遣候共、又は荒地起返し主法定り候上片付候共、享保八年評定所一座より評議申出候通、御城外御普請之人足ニ遣ひ候とも可致事、

荒地起返しという生産的目的のために、使うことになったことが特に注目される。そして、これはまた本人を訓練して農事に親しませて、農業に従事する意欲を起させようという目的もあつたと考えられるから、これは人足寄場と同じ目的で、同じ時に常陸上郷に設置された寄場の先駆的なものといつてよいであろう。

その第三は、右の寛政元年八月の指令が江戸町方出身の幼年の無宿等を非人手下として特別に扱うことを定めたことである。右指令は江戸出生の無宿の在溜の分は、一般的には、伊豆国の島々へ遣わすことに定めたのであるが、そのうち、両親が死亡したよる方のない幼年者および、幼年者でなくても、同じ理由で俄に渡世を失つて無宿となり、一たん小科を犯した者については、糺明した上、不びんに決した場合には島には送らず、非人手下に申付けることにしたのである。そして、これについて弾左衛門に左のように訓示している。

非人手下ニ申付候者、可成丈生業ニ取付候心たても直候様ニ精々可申教候、農業ニても願候もの候ハ、可申出候、弥農業致し候もの出来候得は、致世話候もの之手柄ニて、御褒美之事も可有之候、〔下略〕

これによれば、非人手下を受取つた弾左衛門はかれらが生業に取付く気になるように精々「申教」うべきものとしている。そして、農業を希望する者があれば申出るように述べているが、おそらく農地を世話するという意味であろう。そして、この非人手下の中から農業をする者が出たらば、世話した者の手柄だといつてゐる。とくにこのための施設を整えてやるというわけではないが、その考えていることはその精神において、人足寄場と異ならないといえるであろう。このように、幼者等について特別扱いをしたのは、前記(二五頁)のように、幼者はとくに改悛の可能性が多いと考えられたからであると思う。

非人手下にならうとする者には、弾左衛門はつぎのような訓示をすべきものとしてゐる。

親又は可使者相果、俄ニ渡世を失ひ候者ニ候得は、無抛無宿ニ成候儀ニ付、非人手下ニ申付候間、以来少したり共悪事など致す間敷候、此上少したり共悪事致し候ハ、死罪ニ可申付候、心を改、実体ニ精出し、農業など心掛へし、最早無罪之者ニ候間、よく心得候得は、よくもならるゝ事ニて候旨申聞へし、

これを後に引用する、人足寄場に送られた無宿者に対してなされた訓示と比べると、精神において全く同じであることがわかるであろう。ただ後者では、放免のことと、その際に与えられる恩典が載せてあることが大きな違いであるが、前者については農民には農地を世話することが見えており、後者は前者の発展として考えれば、

そして、この非人手下の制が「一旦之小科」を犯した者も対象にしている事を考えれば、この程度の差違のあるのはむしろ当然であるというべきであろう。

この非人手下の制より人足寄場の制へ移るにはほんの一步前進すればよいのである。定信はもとより徒刑の制は知っていたに違いない⁽¹¹⁾。そこで、無宿を労役に使うことを思いついたと思われるが、幼少の者については、前述のように、とくに「改心」の見込が強いと考えて、かれらに対する教育を考えたのである。そして、おそらくそれが好成績だったのであろう。かれはこの制度を一般化しようとしたのであり。かくして生まれたのが、人足寄場の制にほかならないのであると、わたくしは考えるのである。あたかもよし、寛政元年の冬（十月から十二月）の間に中井竹山の「草茅危言」は定信に上呈された。その巻の五には、

官府ニテ用フル所ノ米ヲツカセ、薪ヲ割シムベシ、牢ノ外構ヲ設ケ、空地ヲトリ、忍ガヘシナドヲ蔽ニシ、
塀裏ニ庇ヲカケ、米薪ノ働ヲシ、其外手職ヲスル者ノ場所トシ、昼ハ外構ニ出シオキ、夜ハ牢中ニ追込ヘシ、
米薪等ハ少々ノ賃金ヲ定メ置、服食ナドノ用ヲ弁ジサセ、モシ余銭ヲ貯タク願フ者アラハ、役所ノ帳面ニ留
メオキ、赦免ノ節ワタシ遣ハスベシ、

とある。この文に見える所にはなお刑罰的な色彩が相当残っているが、賃金を与えて、赦免の節の更生の資金とする案⁽¹²⁾と上に述べた非人手下の取扱とを合わせ考えるときは、そこに正に人足寄場の制度が浮かび上がるのではなからうか。定信はこの両者を結びつけたものを、「無宿養育所」と呼び、これに関する具体策の作成を火付盜賊改長谷川平蔵に命じたものと考える。これに対する平蔵の答申が平松博士のいう第一上申書であると考える。定信がなぜ平蔵を挙用したかについては、定信の自叙伝「宇下人言」につきのように記している。

かつ寄場でふ事出来たり、享保之比よりしてこの無宿てふもの、さまざまの悪業をなすが故に、その無宿を

「間に入れ置侍らばしかるべしな」と建議もありけれど果さず、その後養育所てふもの、安永の比にかかりけん出で来にけれど、これも果さず、こゝよつて志ある人に尋ねしに、盜賊改をつとめし長谷川何がしこゝろみんといふ、つくだ島にとりてしまあり、これに補理して無宿を置、或は縄ない、又は米などつきてその産をなし、尤公用とし米金一ヶ年にいかほどと定めて給せらる、これによつて今は無宿てふもの至て稀也、已前は町々の橋ある処へは、その橋の左右につらなりて居しが、今はなし、こゝよつて盜賊なども減じぬ。〔下略〕

これによつて、定信が長谷川平蔵に人足寄場にあたるものの建設を命じ、これに対して平蔵が定信のもとに出した腹案が平松博士のいわれる第一上申書であり、これを修正したものが第二上申書であらうと解するのは無理でないであらう⁽¹³⁾。

普通、人足寄場は火附盜賊改長谷川平蔵の建議によつて、老中松平定信がこれを設置したものとされている。わたくしも、はじめこの説に従つたが⁽¹⁴⁾、その後、定信は草茅危言によつて、長谷川平蔵の建議以前に、人足寄場のなものを考えていたものと解し、平蔵の建議があるや、直ちにこれを採用し、かつかれをして実行させたものと考えを改めた⁽¹⁵⁾。その後、平松博士は丸山国雄教授の定信發議重視説に則り「寄場起立」に掲載された長谷川平蔵の二通の上申書によつて確かめて、「定信が發議し、平蔵が進んで引受けたのである。」と解された⁽¹⁶⁾。博士の考えは、わたくしが上に述べた所と矛盾しないのであり、その見解は正しいものと考えて、わたくしは江戸時代における刑罰觀の変遷をふまえて、天明七年老中に就任以後、松平定信がどういふ過程を経て、人足寄場の構想に到達したかを、わたくしなりの立場から明らかにしたつもりである。

このようにして、寛政二年二月に人足寄場ができたのである。収容した無宿は加役方人足にするわけなので、

この施設を人足寄場と呼ぶのであるが、当時、正式にいうときは、加役方人足寄場だったのである。⁽¹⁷⁾そして、同月二十六日にはすでに人足の収容が行なわれたのであり、そのとき人足に対する言渡はつぎのようなものであった。⁽¹⁸⁾

其方共義無罪之者ニ付、佐州表へ可差遣処、此度厚き御仁恵を以加役方人足ニ致シ、寄場え遣し、銘々仕寛之手業を申付候、旧来の志を相改、実意に立かへり、職業を出精いたし、元手ニも有附候様ニ致べく候、身元見届ケ候ハ、年月之多少に不構、右場所を差免、百姓素生之ものは相応之地所を被下、江戸表出生之ものは、出生之場所え店をもたせ、家業可致させ候、尤公儀よりも職業道具被下候敷、又ハ其始末により相応之御手当可有之候、若又御仁恵之旨をも弁へず、申付に背、職業不精にいたし候敷、或は悪事等於有之ハ、重キ御仕置可申付者也、

文中に、人足寄場設立の趣旨が十分に見えてはいるが、「旧来之志を相改、実意に立かへり、職業を出精いたし」とある文を前記、非人手下とされた無宿に対する訓示の「心を改、実体ニ精出し、農業など心掛へし」とあるのと比較するとき、両者がきわめて類似していることを否定できないであろう。

さて、右の文章の中で注目すべきことの第一は、身元見届の上はすなわち身元引受人があれば、—このことは本人が改心したことが前提されている—、人足寄場から出して、百姓素生の者には相応之地所をくれ、江戸表出生の者には、出生の場所に店を持たせるということである。農業を営みたい者には土地を世話することは、前記非人手下の場合にも見えている。しかし、江戸の町人には農業をさせるわけにはいかない。農業の場合と同じように考えれば、これに店を持たせることは当然出てくるであろう。そうして見ると、この面では、非人手下の場合と比べて、とくに大きく進んでいるわけではない。それを一般化しただけのものである。いづれにしても、こ

の事項が、被収容者に自らの意思で持たす上において、大きな作用を發揮するであろうことは否定できない。

第二は、「元手ニも有附候やうに致べく候」とあることである。これは土地をもらい、店を買っただけでは農業も商売もできない。設備をしたり、道具を買ったり、商品を仕入れたらするのに元手がいる。寄場での手業で精を出して、手当を貰い、そのうちから食費等を出して、残りを溜めて、元手とするという意味にはかならない。もっとも、幕府から道具をくれたり、相応の手当をくれることもあるが、本体は自分の稼ぎによれということである。自力更生を要求しているわけである。

以上第一、第二の事項は、いづれも、長谷川平蔵の寛政二年二月二十三日の伺にも見えている。⁽¹⁹⁾問題は第二の元手を溜めさせる制度を平蔵は何から思いついたかということであるが、前記のように、定信が草茅危言を契機として、かねての念願を実行に移したのだとすれば、かれは平蔵にも、その中にある「米薪等ハ少々ノ賃金ヲ定メ置、服食ナドの用ヲ弁ジサセ、モシ余錢を貯タク願フ者アラバ、役所ノ帳面ニ留メオキ、赦免ノ節ワタン遣スベシ」とある部分についても注意させたいと思われる。すなわち、元手の制はその起りを直接には草茅危言に求めてさしつかえないと考える。ところが、第一の、農業の地所や店を与える制、さかのぼっては、非人手下の場合の地所交付の制に至っては、草茅危言には見えていない。前記のように、定信が非人手下についての制を設けたときに農地につき発案し、そしてそれが人足寄場の際に、町人の店に拡大されたのである。

第三に、職業を不精にするか悪事等をするか、重き仕置を申付けるとあることである。すなわち、寄場での手業はただ任意にやるのではなくして、強制的にやらされるのであり、これによって勤労の精神を植付けようとするのであるから、もし不精ならば、懲しめのため、仕置を申付られるのである。寛政二年の掟では職業不精の者は遠島刑に処せられる。⁽²⁰⁾なお、ここで特に注意すべきことは、右の文では寄場で悪事をした場合には重き仕置

を申付けるとあって、その内容については記されていないが、実はこのとき、寄場御仕置個条が收容者に示されているのである。そのことは、天保十三年十一月無宿女につき伺書⁽²¹⁾に

一寄場人足之儀、前々伺済を以寄場入之節御条目為読聞候仕来ニ付、女之儀も同様御条目為読聞可申処、火急之儀ニ付文面等取調、追て相伺候様可仕候、

とあるによって明らかである。江戸幕府は人民に対して、犯罪に対する刑罰を秘密にする建前をとっているのであるから、寄場人足に対して入場のときに、寄場内での悪事に対する刑罰を公開したことは特別の処置といわなければならない。寛政十年二月町奉行小田切土佐守、村上肥後守の上申書付に⁽²²⁾

此儀、寄場ニ而人足共江是迄都度々々掟之趣并何々悪事致し候ものは、何に申付候旨を巨細ニ申渡来候処、此段改候而へ、其始末ニ寄、何に申付候と相渡候ニ付、人足共心取弛ミ、逃去候ものも多可相成哉之趣、尤之儀ニ御座候得共、寄場之儀は刑名を願し、夫を以取締致し候儀ニ付、一ト通者、尤ニ候得共「下略」

とあるごとく、寄場で、「刑名を願」す掟書を作つて人足共に示したことはきわめて違例なのであり、さればこそ、これのためには伺済すなわち老中の許可を必要としたのである。これによつても、人足寄場というものが、幕府のそれまでにない新しい姿勢を示すものであったことが知られる。

第四に、「其方共無罪之者ニ付」とあることである。「無罪之者」が無罪の無宿者の意味であることは問題ない。敵、入墨の前科のある者もこれに含まれるかが問題であるが、わたくしは、当初はむしろこういう者だけを対象としたが、すぐに、前科のない者はもちろん、何の悪事もしていない者も、すべて人足寄場へ入れることにしたと考える。御触書天保集成下巻六三二二号寛政二年二月三奉行への達⁽²³⁾に

無宿もの召捕候節、悪事有之、入墨敵等御仕置相濟候者勿論、吟味之上悪事無之ものも、以来。都て加役方人

御触書天保集成

とある。「悪事無之ものも、以来」人足寄場へ送るとあるが、この場合の以来は以後の意味であるから、この時までは「悪事無之」き無宿は人足寄場へ送らない建前だったことがわかる。前記收容無宿者への訓示に「無罪之者ニ付、佐州表へ可差遣処」とあるが、これはこの第一回の收容者はすでに水替人足に送ることにきまつていた者であるから、そのように断つたわけである。⁽²³⁾この当時すでに水替人足として送る「無罪之無宿」の中では前科者が優先するという慣行が生まれていたのであろう。そこで、前記寛政二年二月二十六日の訓示をそのままに受け取ると、人足寄場に入れる無宿は、それまで水替人足として佐渡に送られた前科者だけに限られるようになる。そこで、右の達は、そうではない、「悪事無之ものも」当然、人足寄場に入るべきものであることを述べたものである。なお、無罪の無宿というとき、潔白な無宿という意味に取られやすいが、無罪というのは、(悪事をしても)まだ処刑されていない者も含んでいるのであり、かれらは将来悪事をする可能性が多分にあると考えられていたのである。⁽²⁴⁾

以上に述べたことを総合して見ると、前科者の無宿は佐渡へも送るし、人足寄場へも入れるが、「悪事無之もの」は人足寄場だけに入れるという方針がこの達によって宣明されたことになる。この達の日付は不明であるが、第一回の收容は二月二十六日に行なわれたところをもつて見ると、右の達はおそらく、二十七日以後月末までの間に出されたものであろう。

第五に、よく働いて「身元見届候はゞ、年月の多少に不構、右場所を差免」とあって、釈放の条件をあらかじめ知らしていることである。このことは水替人足の場合でも同じであったが、こういうことは、伝統的な刑罰思想では考えられないことであった。ことに寄場入の際は、前に述べたように⁽²⁵⁾、寄場の掟すなわち刑法をも明示し

- (4) 「日本近世行刑史稿上」八四八頁。
- (5) 現に定信は「宇下人言」において、「この寄場の事をいはんに、これまで狩込とて時々無宿をかりとりて、溜なんどへ打入れてをきしに、すでにわがこの職を蒙りし比尋ねしに、千何百人とありしが、そのうち千人ほどはみな疾みて死せりといふ。一年に千人もその溜にて死なんは不便の事なり」と述べている。
- (6) 平松義郎「人足寄場の成立」(名古屋大学「法学論集」三四号二〇七頁)。
- (7) 「御触書天保集成下」六三二九号の(一)。
- (8) 無宿者を非人手下にすることはこれが最初ではない。宝永六年(一七〇九)二月十五日の幕府法令(徳川禁令考前集第五・三四〇九号)は、最前より捕置いた無罪之宿なしは放免し、在所に片付所のある者が行きたいという者は心次第であるが、「一片付所無之と申ものへ、非人手下ニ可被申付事」と定めていいる。なお、この寛政元年の制で非人手下とされた者が永久に非人となったのか、それとも正道に立帰れば平人になったのかはわからない。
- (9) 註(7)所引の(内)。
- (10) 註(7)所引の(内)。
- (11) 肥後藩の徒刑の制を知っていたか否かは不明であるが、知っていたという可能性がないわけではない。
- (12) この案は、享保の無宿養育所に関する評定所一座の評議にも見えている。
- (13) 同上申書は註(6)所引「人足寄場の成立」に記載してある。
- (14) 「江戸の刑罰」(昭和三九年)一八四頁。
- (15) 「第四江戸時代漫筆」(昭和三九年)二〇一頁。
- (16) 「人足寄場の成立」(名古屋大学「法政論集」三三三号一八頁)。
- (17) 憲政類典四之二十八、加役人足、寛政二年二月九日松平越中守御渡の書付に
今度無宿共加役方人足ニ被仰付候間、右御用可相勤場所之義ハ、石川大隅守屋敷裏葎沼老万六千三拾坪余御用地に成、右之内江取建被仰付候間、御普請奉行え相談、其方え請取、地所築立等之義、追々可被相候、
右場所、以來、加役方人足寄場と可被相唱候、
とある。石川大隅守の屋敷のある石川島と佃島との間に設けられたので、石川島の人足寄場とも佃島の人足寄場とも呼ばれる。
- (18) 憲政類典四之二十八、加役人足。この時、寄場入した人足は百四十五名であった。天保十五年九月桜井庄兵衛(目付)より町奉行へ挨拶「日本近世行刑史稿上」九五二頁)に「御内談書並風聞書共写を一覽承知致候、寄場役所寛政度起立之砌ハ、人足共僅百四十五人程にて、寄場入相成候上も、無罪無宿共ニ付、教諭方も骨折ニ不申、手業も届候哉之処」とある。
- (19) 註(6)所引二二頁。
- (20) 寛政九年には、この刑は軽くなり、手鎖とされた。御触書天保集成下六三四七号寛政九年閏七月寄場御仕置附には、「一職業無精又ハ申付不相用もの、三十日五十日或は百日手鎖」とある。

- (21) 「日本近世行刑史稿上」八四八頁。
- (22) もっともこれが先例になって、寛政十年の寄場人足共の中渡条目にも同じように書かれている(古事類苑法律部二四三二頁)。
- (23) 四二頁に引用した寛政三年八月平賀式部少輔、坂部十郎右衛門(いずれも目付)の加役方人足寄場江立合候支配之者勤方相何候書付「日本近世行刑史稿上」八四〇頁)に「一一体寄場之儀者、小盗或は昼稼杯之類而巳多、適無罪之無宿入候場所ニ而、何れ之道ニも並々之ものは甚少キ所ニ候間」とあるから、設立当時の人足の多くは前科者で、そうでない無罪の無宿者は少なかったのである。松平定信の「宇下人言」にも「是迄昼稼など之盗賊とらへ候へば、入墨入、また追放しやる也、またかしこにてとらへ候へば、白状に不及、また放しやる也、一人の盗賊町奉行が役の方へ、何ヶ度とらへらるるも難計故にこる事もなし、入墨三度に及べば死刑に処せらるるなんどはいへども、いまは左計(り)白状に及ぶことなく、只徘徊すとのみいひて、実はその悪業はやむることなし。これらの類みな入墨のうへ払ひ出すべきを直にこの寄場へ入る也」とある。これによって見ると、「無罪之無宿」の中にも、実際は悪事をしていてもつかまらない者が多くいたのである。
- (24) 四〇頁。
- (25) 「宇下人言」に、人足寄場ができたので、「これにて今は無宿てふもの至て稀也、已前は町々の橋のある処へは、その橋の左右につらなりて居しが、今はなし、こゝにて盗賊なども減じぬ」と見ゆ。設置当初においてある程度の効果があったことは否定できないであろう。
- (26) このあとで、寄場へ入ると楽だなどと考えさせては駄目だということを述べて、苦しめることは仁術であるが、
- (27) 其仔細は、寄場は無宿ニ而居候よりは楽ニ候杯心得候様には甚悪敷候、右体等ニ為心得候時は、先御府内之もの子弟不心掛もの共ハ遊ハレ候内は心任ニ遊び、果は寄場江可参杯存、又近在之ものも右ニ准し、其流追而は遠国江移り候而は以之外之御不仁ニ候、譬は愚成親之多く子弟を持、中々おとなしからざる子を何となく愛し、品々与へ杯いたし候得は、いつとなくおとなしかりし子とも迄見習、後々は勘当いたし候類ニ候、(下略)
- (28) 現に、松平定信は「宇下人言」において、「また食事たらず衣うすきなどいふて、からきことにいふ人もあれど、小人は無術に金穀にても給はる御仁政ぞとおぼゆ。寄場にてはからき目をするにぞ、その人もおそれ、傍の人もおそれ、いま無宿に成りたらば、寄場へ入らるべしとて恐るゝこそ限なき御仁政なるべし」と述べている。これによると、人足寄場入にはある程度の威嚇的効力も考えられているのである。

六

寛政二年人足寄場設立後の変化として注意すべきものはつぎのごとくである。

その一は、文政三年（一八二〇）町奉行の上申によって、江戸払以上の追放刑に処せられた者は、それまで人足寄場に入れなかったところ、この以後、品によっては、年限を限って入れることにしたことである。この場合の寄場入の者は、「江戸払、追放等」の名目を肩書にして寄場へ送るので、寄場外での稼は許されず、寄場内での手業だけが認められた。新張紙三十八条文政三辰年十月評定所一座より御目付中への達に

人足寄場へ差遣候もの之儀、是迄江戸払以上追放等ニ相成候ものハ不差遣候処、以来は右体御構有之ものも、品ニ寄年限を定め、寄場へ差遣、尤右之分ハ江戸払、追放等之名目肩書ニいたし差遣候間、寄場外之稼は不相成、寄場内之手業為致候積、一座相談之上、公事方御勘定奉行より阿部備中守殿〔老中〕へ伺相濟候間、申達候、右は年限相立候後、御構場所外之身寄之ものより引請相願候ハ、其時々元懸り拙者ともへ問合之上、引渡遣候様可相心得旨、兼て寄場奉行え御達被成置候様存候以上、とある。

江戸払以上の追放刑の者を人足寄場に入れる場合、人足寄場の保安処分の場としての性格とどういふ風に結びつけるかが問題になるが、上記のように、収容者は「江戸払、追放等之名目肩書ニいたし差遣」わされ、しかも「寄場外之稼」は禁止されるのであるから、人足寄場に収容されたあとも、江戸払、追放等の刑の執行中と解すべきであると考ええる。そのことは、右の決定の機縁となった新張紙三十八条所掲の町奉行の上申に左のごとくあるによって明らかであろう。

文政三年八月町奉行石川主水正、松浦伊勢守よりの伺によれば、文化二年に八州廻りの捕えた悪党のうち、手放し難いものは、無宿有宿にかかわらず、御仕置のすんだ上、水替人足に送ることになった。年輩の者は水替勤等もできないので、常州上郷寄場へ送ったが、その廃止になった今は、佐渡にのみ送るわけにもいかず、また佐

渡へ送る程の者でなくとも、

三五年之内は元居村徘徊為致候ハ、良民之迷惑ニ相成べき者等も有之候間、勘弁仕候処、江戸払以上御仕置追放ニ相成候ものニても、人足寄場へ差遣、寄場外之稼不為致、寄場内之手業為致置候ハ、牢内又ハ溜預申付置候も同様ニて、御構場所徘徊いたし候筋ニハ無御座候ニ付、其品ニ寄、人足寄場え差遣、「下略」

すなわち、人足寄場に入れて、寄場外の稼をさせなければ、牢内または溜預を命じた場合と同様で、御構場所を徘徊したことにならないということになる。換言すれば、寄場内にいることは御構場所以外になることになる。すなわち、追放刑の執行中ということになるのである。寄場へ送りこむ時に「江戸払、追放等之名目肩書ニいたし」というのも正にこの事と一致する。寄場に入ると、懲しめられるが、それは前科者や無罪の者については、場内での手業をさせるための手段であったが、江戸払、追放刑の執行中の者については、主として入場以前の犯罪に対する刑罰的性質を有したわけである。そうであるから、手業もさせるが、それに重点がおかれるのではなく、犯罪に対する懲戒と隔離に重点がおかれたわけである。隔離については「元居村徘徊為致候ては、良民之迷惑ニ相成べきもの等」とあるによって知られる。江戸払以上の追放刑を受けた者は居町（村）構、または住居之国構となるのであるから、元居村へ戻ってはならないわけであるが、実際には戻る者が多いので、居村の安全のために、一定の年数、人足寄場にいわば監禁し、かつその間に、居村に戻っても、書をしないように懲戒矯正しようとしたものである。したがって、この場合の人足寄場入は江戸払以上の追放刑の換刑処分ではなく、人足寄場の保安処分的性格を利用した一時的変則的な追放刑の執行方法と解すべきであり、その意味で人足寄場が刑の執行場となったと解してさしつかえないと考える。なお、かれらが人足寄場へ置かれるのは一定期間であることは、前記達に見えるとおりである。

これまで、半屋はあっても、未決拘留場であり、建前としては自由刑の執行場でなかったのであるが、上記した意味においては、人足寄場は刑の執行場にもなったのであり、自由刑の発達史上、注目すべき現象といわなければならない。

その二は、敲、入墨等の刑の済んだ者を受け入れる場合、のちには、年限をきめて、受け入れることになったことである。亥(享和三)年二月寄場奉行よりの伺書に⁽³⁾

右之者、五ヶ年以前未年〔寛政十一年〕二月五日菅沼下野守〔勅定奉行〕掛リニ而、敲御仕置之上。寄場江入、其節引取人有之候而も、掛合之上取計候様、同人方より書送り有之候ものニ御座候、然ル処、同村名主共引取候儀願出候ニ付、下野守江も掛合候処、右〇〇儀引取之儀願出候而も引渡難成もの之由、対馬守殿伺済之趣申聞候間、差置候得共、一体寄場之儀は、無罪無宿之者請取置、身元見届、年月之多少ニ不限引渡候。儀ニ御座候得共、百姓ニ相違無之、寄場ニ差置、取扱方も難致候ニ付、下野守方へ差戻之儀掛合候処、難請取趣申聞候ニ付、外人足同様之心意ニ而寄場ニ差置可申哉之儀同月廿九日相伺候処、同三月七日撰津守殿〔若年寄〕御書付を以、右〇〇義、寄場人足之通手業申付、手放置不苦候得共、御咎メ筋之者ニ付心附、五七年過候而、心体も相直り候ハム、差免之義可奉伺被仰渡、夫々遣方等申付候、四ヶ年差置候処、追々実意ニも立戻り候様相見へ候ニ付、去戌二月栗田喜兵衛勤役中赦免之儀申上、同四月十三日中川飛驒守江引渡、赦免之上帰村仕、父跡相続仕罷在候〔下略〕

とある。無罪之無宿を入れた場合には年限の定めがなく、改悛の事実があり、引受人さえいれば、何時でも放免されるわけであるが、右の例に見えるように、敲の前科のある者については、年限を定めることが行なわれたのである。右の例に「御咎メ筋之者」とあるのが、前科者という意味か、それともそれ以外に特別の不都合がある

という意味かはっきりしないが、特別の不都合があるなら、それだけの刑を科すればいいわけであるから、いとお前の見解をとりたいと考える。天保十二年に、評定所一座は、天保九戌年に「江戸払以上、御仕置済のもの不差遣積相成」⁽⁴⁾と述べている。ということは、天保九年以前は、「江戸払以上、御仕置済のもの」は人足寄場に入れていたことを意味するが、のちに引用する弘化元年の寄場人足の伺書には、天保十二年に成年以前の制に復したと、換言すれば「江戸払以上、御仕置済のもの」も入れることにしたことを述べて、「同年〔天保十二年〕より於寄場油絞方之仕法相整候ニ付而へ、江戸払以上追放之もの共并年限申送り等のもの等、去ル戌年以前之姿ニ復し、寄場入相成候ても」といっている。すなわち、「御仕置済のもの」と「年限申送り等のもの」とは同じ意味なのであるから、わたくしのこの見解は誤りないと思われる。つぎに、こういう制度がいつ始まったかというところであるが、上記享和三年の伺によれば、年限を定めて寄場入りさせる制は寛政十一年に上司により認められたのであるから、この時に始まったものというべきであろう。なお、在寄場の年限は元掛りの奉行所で、犯罪の情状や本人の性格などを顧慮してきめたのであろう。ここにおいて、相対的不定期の保安処分が始まったのである。⁽⁵⁾

その三は、天保九戌年に江戸払以上と御仕置済の者(前科者)の収容を禁止したことである。これは天保十二年九月二十二日の評定所一座の伺に見えるものである。⁽⁶⁾ふつう、このときに、「江戸払以上追放もの」の引渡が止められたと解されている。⁽⁷⁾それは右伺に引用された

去ル戌年大沢主馬御目付勤役中、寄場御入用引足兼候ニ付、人足減方相伺候節、文政三辰年以前之姿ニ復し、江戸払以上追放もの引渡方相止候旨被仰渡之旨之趣ニ齟齬致し、〔下略〕

という御書取の文章によるのであるが、元来この書取は、寄場奉行等からの、江戸市中を物貰等して歩く無宿や

野非人を差押えて、寄場へ引渡すようにして欲しいという上申に関連して出されたものであり、結局、三年前の天保九年に、人足寄場の費用がかさむので、江戸払以上追放ものの引渡を止めることになったのであるから、今かれらを入れては費用節減の趣旨に反するという意味なのである。すなわち、三年以前に費用節減のために、入場者を減らしたということに重点がおかれているのである。具体的にこの時取止められたのは、上記評定所一座が述べる所に

去ル成年之儀者、諸国打続凶作ニ而衆民困窮離散致し、悪事ニ携候ものも不少、臨時ニ召捕、寄場江入、一概ニ人数相増事故、更ニ平年と違ひ、一時之取斗ニて、江戸払以上、御仕置濟之もの不差遺積相成候儀之處〔下略〕

とあるによつて、江戸払以上の罪人で御仕置濟の者（前科者）であることがわかる。すなわち、この以後無罪之無宿だけを收容することにしたのである。その理由は、右の文に見えるように、天保九年は諸国が打続き凶作で、衆民が離散して無宿となり、悪事をなす者が少なくなく、人足寄場に入る者も多くなつたので、費用が多分にかかり、かつ諸事節約の折柄とて、右のように大幅に寄場入の者を制限したのである。

その四は、天保十二年に、江戸払以上の追放者の收容を復活し、かつ江戸市中で取押えた無宿、野非人の中で、寄場に入れるに適する者を收容することにしたことである。その三に引用した天保十二年の評定所何が老中によつて承認されてこのように改められたのである。寄場奉行等の上申では、江戸市中の無宿、野非人等を收容したいというのに対して、老中は天保九年の江戸払以上追放者引渡停止の趣旨に反すると述べたのである。これに対して寄場奉行は水油絞方を始めてから人数も多く必要であり、財政的にも余裕ができたので、無宿、野非人を收容したいと述べた。評定所一座では、それならば、江戸払以上追放者および御仕置濟の者も入れるべきだとして、

老中の認可を得たのである。「無宿野非人」には無罪とも何とも書いてないものであり、御仕置濟の者（前科者）と無罪の者との両者を含んだのである。

その五は、天保十二年に手業として、油絞りが行なわれるようになったことである。これについては、弘化元年三月寄場人足共之儀ニ付取計方奉伺候書付に見えるものが簡にして要を得ている。

寄場人足共、寛政度以来追々多人数相成候得共、去ル丑年〔天保十二年〕以前迄は差たる手業も無之、手明之もの部屋内ニ而已罷在候而、自然諸病相発し、死亡之もの多罷成、歎敷儀ニ有之候ニ付、品々勘考仕候処、人足共教諭改心手業之ため、同年より於寄場油絞方之任法相整候ニ付、〔下略〕とある。これによると、天保十二年ごろまでは寄場では手業の見るべき者がなく、手明きの者は部屋内にこもっているのが病氣となり、死亡する者が多いので、同年に、かれらの「教諭改心手業」のため油絞りを始めたのだという。これはおそらく本当なのであろう。

油絞りの労働がどういふものであったかは、天保十五年町奉行所定廻りの風聞探索の書付に、

一 油製方人足之儀は、頭取一人地柄揚向打兼二人、初煎と唱、菜種煎候もの一人、油メ一人一組ニ候処、当二月中より頭取一人地柄揚向打初煎油メ共二人、都合三人一組ニ相成候由、毎朝六時過より出、夕刻迄骨折候働致し候故、達者なるものならでは致し兼候趣ニ有之、油出来上り多少を日々役共見分致し、見込より少々内端ニ候得者、不精之義ハ嚴重叱り、帯居候木刀にて打擲致し候儀も間々有之候由、素より家業出精いたし、寄場人足ニ相成候ものも無之、懦弱もののみにて、俄に日々働候故、身骨も痛、休足可致と、聊氣分悪敷か、纒之怪我等申立引候得者、折檻受、又は腹痛之趣ニ申立候得は、役所江呼出し、仰向けに致し、手足を押、艾を一寸程に丸く捻り、臍江灸治致し候故、実に打臥候様の義ニ無之てハ、一日も相休

とある。役人の予定しているノルマより少なければ、木刀で打擲されることもあるし、病氣だといえは折檻されるというわけである。町中油ノ職人は長日には日に四五度も食事するのに対し、人足寄場では朝六時より夕刻まで骨折、食事が三度でしかも分量が限られては、働が難儀であるという報告もある。⁽¹⁰⁾

もちろんこの油絞りの労働も、佐渡の水替に比べれば、楽であったであろうが、苛酷な強制労働であることは間違いなく、この労働には寄場囲外には出られない追放者を多く使ったのである。⁽¹¹⁾ もちろん、この当時でも無罪の無宿者も收容されていたのであるが、追放者が收容され、かれらが主として油絞りの苛酷な仕事を担当したとなると、この仕事は、かれらの犯罪に対する刑罰の意味が加わるわけで、この範囲で、人足寄場は懲役執行場となったと解して差支ないであろうと考える。

天保十五年当時の寄場人足はほぼ六百人であり、そのうち、追放、御仕置済の上寄場入りした者は二百四十人余、日々油絞りの者が凡そ二百人、定式手業の者が百人余、手明きの者が二百人程だった。⁽¹²⁾

なお、前記弘化元年の寄場人足共之儀ニ付取計方奉伺候書付は、天保十三年に追放者および無宿を含めて三百七十七名という事で賄方をくれているが、現在六百余人になっているので、今年度は増人数の分は増入用で取計うつもりである。また人足共の中には改心する者もあり、赦免を申付けているが、新人の者が多くては、経費節減も思うようにはいかなないので、六百人余の人足が半減するまでは、追放者等は天保十二年以前の制に復して、寄場引渡の一先ず見合せ方を伺出ている。この伺に対して、どういふ指令があったかは不明である。これによって、追放者はなるだけ收容しないようになったとの説もあるが、確実でない。⁽¹³⁾

(1) 平松博士は、文政三年以後も寄場收容が追放刑に代替したわけではなく、追放刑は執行を延期したに過ぎないと解される(「刑罰の歴

史(日本)」「刑罰の理論と現況」四八頁。

(2) 現在の赦すなわち裁判中の無宿の罪人が赦で放免されるときは、裁判中は神妙であっても、普通の赦の場合のように、改心していることが長年の行動によって示されていることはない。したがって、世人に害を流すおそれがある。かれらを入れたのも、人足寄場で一応矯正改心させてから、社会に出そうという意味だったのである。大赦律(写本)八条によれば、文化十二年二月に死罪に処せらるべき無宿が赦で、御仕置御免の上、人足寄場へ遣わされている。人足寄場へ遣わすのであるから、無宿であることが、要件とされている。

(3) 「日本近世行刑史稿上」九六七頁。

(4) 「日本近世行刑史稿上」八二六頁。

(5) もっとも、特定の場合には、古くより年期をきめることはあった。「徳川時代裁判事例統刑事ノ部」(司法資料二七三号)一一六頁所掲の享和元年入年同二年落着事件の御仕置附に、「右寛政三亥年松平越中守殿御渡之御書付ニ、供先にて不埒致し候手廻り中間、敲又ハ手鎖之上年期を定、人足寄場へ可差遣と有之、此者共履徒士之義ニ付、右御書付ニ見合、三人共敲之上、三ヶ年人足寄場へ差遣」とある。しかし、これは無宿に関するものではないから、特例と見るべきであろう。

(6) 古事類苑法律部二・四二〇頁。(註(4)所引に同じ)

(7) たとえば、丸山忠綱「加役方人足寄場について」(四)「法政史學」一〇号六八頁。

(8) 「日本近世行刑史稿上」八六八頁。

(9) 前註所引九四七頁。

(10) 前々註所引九四九頁。

(11) 天保十五年定廻りの寄場人足之義ニ付風聞取探申上候書付(「日本近世行刑史稿上」九四八頁)に「人足共之内、追放ものは寄場囲外江出候職業には遣不申、多分油製方に遣候由」とある。

(12) 注(8)所引弘化元年の伺書付。

(13) 弘化元年の人足はほぼ六百人であるが、翌弘化二年の寄場平均人数は五百八十八人七分八厘余である(「人足寄場御用」―「日本近世行刑史稿上」八六三頁)し、さらに、平松博士の研究によると、文久二、三年、元治元年および慶応元年に追放刑を宣告された者約四百名の約八割にあたる三百余名が人足寄場に收容されている(「幕末期における犯罪と刑罰の実態―江戸小伝馬町在屋記録による」(「国家学会雑誌」七十一巻三九百九十九頁四百頁)。これによって見ると、文久元年の、追放者の收容をやめたいという寄場の希望は容れられなかったと見る方がよさそうである。

以上に述べたところを要約すれば、つぎのごとくである。上世律令時代には中国より継受された懲役刑的な徒の制があり、刑罰は犯罪人の懲戒を主目的とし、一般人への威嚇的效果も狙ったが、中世になると後者のみが主目的とされるようになった。近世前期にはさらにその傾向が強くなり、江戸時代前半期も弱体化しながら大体その傾向を受け継いだ。が、享保ごろから、本人の改悔も目的とするようになった。このことは、刑罰をもって罪人を改悔させることができるという思想を前提とするものである。刑罰に威嚇的効力だけでなく、犯人改善の効果も認め、もって社会を犯罪より防衛しようとしたのである。ところが、犯罪人ではないが、罪を犯す危険のある無罪の無宿が江戸の近辺には多くいた。犯罪人の改悔が為政者の頭に考えられるようになれば、これらの無宿を改善して、罪を犯させないようにしようとするのは自然である。わたくしの解するところによれば、寛政初年ごろには、人足寄場の生まれるべき客観的情勢は熟していたのであり、松平定信はこの流れに乗って、さらに天明末年寛政の初めに水替人足として佐渡に送らるべき無宿者が溜み切ったのである。⁽¹⁾⁽²⁾松平定信の功績を認めるのにやぶさかではないが、かれでなくても、このような状況におかれれば、(凡庸な政治家でない限り)人足寄場のなものの設立に想到したのであろう、というのがわたくしの考えである。

人足寄場の成立は保安処分⁽¹⁾の成立といえるが、後にはここに追放刑に処せられた者も収容されるに及んで、刑罰執行場の面が強くなってきた。そしてそれが明治初年の監獄の制に連なるのであり、その意味で、人足寄場は所収重松氏の「人足寄場と石川島監獄」を参照されたい。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

- 明治以降の変遷については、当初は触れる予定であったが、すでに頁数が予定を超過したので割愛した。本書
- (1) わたくしは、「江戸の刑罰」(昭和三九年)において、江戸時代の刑罰は前半期では、見懲が中心であり、後半になって、改悔を奨励する諸制度が発達し、ついに、人足寄場の成立に至ったものと解し、その各段階における為政者の刑罰意識を考えて、見懲、懲戒、懲役という風に設定した。懲役という言葉は誤解を招き易いが、簡単に、江戸時代の刑罰思想の発達を概観するために、このような用語を使ったのである。本稿は、この考え方を基礎として、人足寄場に焦点をあてて刑罰思想の発達を具体的に立証しようとしたものである。
 - (2) 天保十五年七月寄場人足手当改革之儀ニ付町奉行より御目付え達(日本近世行刑史稿上巻)九四六頁)に「乍然第一生命を保、且勞苦を憫候ため之食物之与方不行届候ては、人民御教育之御趣意に悖り、不可然儀」と見ゆ。
 - (3) 江戸時代の牢屋は原則として、被疑者の拘留所であって、懲役、禁錮等の執行場ではない。
 - (4) 明治末年までの沿革については、平松義郎「刑罰の歴史(日本)」「刑罰の理論と現実」所収)参照。
 - (5) わたくしは、江戸時代ことにその後半期において、諸制度の近代化がある程度において自的に行なわれたいと考えている。日本歴史(三六号(昭和四三年一月号)に載せた「地租改正と土地所有権の近代化」は土地制度より見た右の見解のレジュームであるが、本稿は刑罰の面から(刑罰法令公示も含めて)のその実証たる意味も有するのである。